

【 ii 育成環境課・児童手当管理室関係】

1. 放課後児童対策について

(1) 放課後児童クラブにおける待機児童解消に向けた取組の推進について (関連資料1, 2参照)

放課後児童クラブの実施状況については、毎年5月1日現在の状況を取りまとめているところであるが、平成25年においては、クラブ数、登録児童数ともに増加し、過去最高値となった一方で、利用できなかった児童（待機児童）数も1,168人増え、8,689人となり2年連続して増加したところである。

1. 放課後児童クラブ数：前年比397か所増加
21,085か所(24年) → 21,482か所(25年)
2. 登録児童数：前年比37,256人増加
851,949人(24年) → 889,205人(25年)
3. 利用できなかった児童数：前年比1,168人増加
7,521人(24年) → 8,689人(25年)

こうした結果等も踏まえ、これまでも各自治体に対しては、待機児童把握のための情報収集や、利用ニーズを踏まえた事業の提供体制を確保するための市町村行動計画の着実な推進について特段の配慮をお願いしてきたところである。

平成24年8月には子ども・子育て関連3法が公布され、放課後児童クラブにおける待機児童の把握及び事業の提供体制を確保するための方策に関して所要の改正等がなされたことから、こうした法の趣旨に沿って、待機児童解消に向けた取組の推進をお願いする。

1. 市町村の情報収集

市町村は、子育て支援事業を行う者から必要な情報を収集し、利用状況を正確に把握する必要があることから、情報収集について法律上明記するとともに、その実効性を担保するため、子育て支援事業を行う者の協力についても併せて規定した。(改正後の児童福祉法第21条の11)

2. 事業の実施の促進

放課後児童クラブの供給を効率的かつ計画的に増大させるため、市町村が必要に応じて、公有財産(学校の余裕教室等)の貸付け等の措置を積極的に講ずることとした。(改正後の児童福祉法第56条の7)

3. 計画等

市町村は、「地域子ども・子育て支援事業計画」に事業の提供体制の確保の内容等を定めるとともに、事業を総合的かつ計画的に実施する責務を有することとした。(子ども・子育て支援法第3条、59条、61条)

また、放課後児童クラブについては、開所時間の延長が一定程度進み、18時を超えて開所する放課後児童クラブが全体の6割を超えた。

一方で、18時を超えた開所については、保育所が約8割となっているのに対し、放課後児童クラブが約6割にとどまっている。

このため、「小一の壁」の解消に向けて、保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育所の利用者が就学後も引き続き円滑に利用できるように、保育緊急確保事業により、開所時間の延長を促進することとしているので、積極的な取り組みをお願いします。

(2) 放課後児童クラブの平成26年度予算(案)について

①放課後児童クラブの国庫補助について

平成26年度予算(案)については、平成26年度末までに受入児童数を111万人とすることを目指し、受入児童数を拡大するために必要なソフト・ハード両面での支援措置を盛り込んだところである。(関連資料3参照)

ソフト面(運営費)については、保育の利用者が就学後に引き続き放課後児童クラブを利用できるよう、か所数の増(27,029か所→27,750か所)を図っている。

ハード面(整備費)については、平成25年度から、放課後児童クラブ整備費において、他の社会福祉施設等と同様、放課後児童クラブを新たに設置するための創設整備に加え、老朽化した既存施設の改築や、耐震補強等に対応するための大規模修繕、児童の受入枠拡大に繋がる拡張整備についても補助の対象とすることとしたところである。

全国で放課後児童クラブを実施している建物の状況としては、「社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査」(調査基準日は平成24年4月1日現在)によれば、耐震化率が78.7%に留まっている状況にもあることから、放課後児童クラブ整備費も積極的に活用し、利用児童の安心・安全の確保に努められたい。なお、平成26年度における「放課後児童クラブ整備費」の協議書の作成を別途お願いしているところであるので、対応方よろしくお願ひしたい。

(参考)「社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査結果」における放課後児童クラブの耐震化の状況

	調査対象に該当した棟数 A	S57年以降に建築された棟数 B	S56年以前に建築された棟		耐震化済の棟数 B+C+D=E	耐震化率 E/A
			耐震診断の結果、改修不要とされた棟数 C	改修済、改修中の棟数 D		
放課後児童クラブ数	10,386	5,697	821	1,655	8,173	78.7%
公立	8,631	4,064	752	1,539	6,895	79.9%
私立	1,755	1,093	69	116	1,278	72.8%

この他、小学校の余裕教室等を活用した放課後児童クラブの設置や大規模クラブの解消等のための改修費・設備費についても、引き続き放課後子ども環境整備事業として予算計上するとともに、これまで安心こども基金管理運営要領の別添4「放課後児童クラブ設置促進事業」により実施していた倉庫設備の設置のための費用についても、放課後子ども環境整備事業として実施することとしているので、併せて活用されたい。

放課後児童クラブの利用料については、総事業費の概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定しており、月額4千円～8千円の間で設定されている割合が高い（関連資料4参照）。但し、通常のクラブ活動に加えて、保護者や本人の意向によりスポーツクラブや塾等の特別な活動内容を実施することは差し支えないが、この場合の特別な活動内容は、特定の児童を対象とした固有のニーズであることから、当該経費については国庫補助の対象とはならず、実費徴収により対応することが適当である。

なお、放課後児童クラブの運営費等の補助申請については、「放課後子どもプラン推進事業費補助金」の交付要綱・実施要綱に基づき、放課後子供教室と併せて行ってきたところであるが、子ども・子育て支援新制度の施行に向け、26年度からは放課後児童健全育成事業に特化した「放課後児童健全育成事業費補助金（仮称）」の交付要綱・実施要綱により申請いただくこととしており（別冊資料1, 2参照）申請方法についても、「児童育成事業費補助金に係る交付（変更交付）申請・実績報告システム（仮称）」を活用した申請を検討しているところである。詳細な申請方法については追って連絡させていただく。

②保育緊急確保事業（放課後児童クラブの充実）について

平成27年度に施行を予定している子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、内閣府予算に「保育緊急確保事業」が予算計上されたところである。

（1）の「放課後児童クラブにおける待機児童解消に向けた取組の推進について」でも記載したが、放課後児童クラブについても、当該事業の一事業として、保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育所の利用者が就学後も引き続き円滑に利用できるように、18時半を超えて開所するほか、地域子ども・子育て支援事業を先行的に実施する放課後児童クラブに対して、職員（常勤的非常勤1名）を配置するための追加費用を支援することとしているので、積極的な取り組みをお願いする。

③小規模学童保育にかかる特別交付税について

市町村が単独事業として実施している年間開設日数や年間平均児童数が国庫補助要件を満たさない小規模な放課後児童クラブ（小規模学童保育）については、「特別交付税に関する省令」（昭和51年自治省令第35号）附則第5条第6項の規定により、特別交付税の算定対象となっているところである。平成25年度における小規模学童保育にかかる特別交付税の算定基礎額は、昨年12月9日付けで「特別交付税に関する省令」が一部改正（同日付けで施行）され、児童一人当たり56,000円から55,000円に変更されているので、ご了知いただきたい。

（平成24年度）

単独事業として実施する小規模学童保育を受ける児童数として
総務大臣が調査した数に五六,〇〇〇円を乗じて得た額



（平成25年度）

単独事業として実施する小規模学童保育を受ける児童数として
総務大臣が調査した数に五五,〇〇〇円を乗じて得た額

(3) 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書について

(関連資料5, 6参照)

①これまでの経緯について

放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準については、平成24年8月の児童福祉法一部改正により、国が省令で基準を定め、これを踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとされている。(改正後の児童福祉法第34条の8の2)

このため、昨年5月に社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」を設置し、省令で定める設備及び運営に関する基準について全7回に渡り審議のうえ、昨年12月に報告書が公表された。

国としては、同報告書を踏まえ、平成25年度末を目途に省令を策定することとしているので、市町村においては平成26年度中に条例を制定し、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行にご尽力いただきたい。

②報告書の主な内容について

昨年12月25日に公表された「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」報告書の主な内容は以下のとおりであるので、ご了知いただくとともに、管内市町村における条例の制定に向けた基礎資料として**関連資料5及び6**の周知をお願いする。

1. 従事する者【従うべき基準】

資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項に該当する「児童の遊びを指導する者」であって、研修を受講した者とするのが適当。(一定の経過措置等についても検討)

2. 員数【従うべき基準】

職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とするのが適当。

3. 児童の集団の規模【参酌すべき基準】

児童の集団の規模はおおむね40人までとするのが適当。

※児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営することや、1つのクラブの中で複数の集団に分けて対応するよう努めることとし、国としてもおおむね40人規模のクラブへの移行を支援していくことが必要。

4. 施設・設備【参酌すべき基準】

専用室は児童の生活の場としての機能が十分に確保され、事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋と捉え、面積は「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とするものが適当。

5. 開所日数・開所時間【参酌すべき基準】

開所日数は、年間250日以上を原則とし、開所時間は、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、それぞれ地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めるものとするのが適当。

6. その他の基準【参酌すべき基準】

「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「保護者・小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等について省令上に定めるのが適当。

※「従うべき基準」とは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない基準を指す。

※「参酌すべき基準」とは、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めるのが許容される基準を指す。

今後、従事する者の資格要件とされる、研修科目・内容については、自治体や民間における研修の実態等も踏まえた検討を行ったうえで、平成26年夏を目途に提示する予定としている。

また、放課後児童クラブの具体的な機能・役割などについては、今後ガイドライン等により明確化していく予定である。

(4) 放課後児童クラブにおける安全確保について

放課後児童クラブにおける安全確保については、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における事故防止等について」（平成22年3月23日付け育成環境課長通知）に基づき、放課後児童クラブにおいて発生した全治一カ月以上の重篤な事故について報告をお願いしているところである。

今般、平成25年1月1日から平成25年12月31日までに報告のあった事故の内容について、以下のとおり集計するとともに、事故防止のためのポイントを整理したので、当該報告状況等を踏まえ、事故防止及び事故発生時の迅速かつ適切な対応等について一層の徹底に努めていただきたい。

事故報告の集計結果

1. 事故報告概要

放課後児童クラブ（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業）において発生した「死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故」で、平成25年1月1日から平成25年12月31日までに自治体から報告のあったものを集計。

(1) 報告件数

34都道府県 218件

(2) 負傷等の内訳

内訳	骨折	歯の破折	打撲・ねんざ	死亡	その他	合計
件数	176件	13件	13件	0件	16件	218件
割合	80.7%	6.0%	6.0%	0.0%	7.3%	100%

(3) 学年別

学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
児童数	75人	75人	48人	12人	5人	3人	218人
割合	34.4%	34.4%	22.0%	5.5%	2.3%	1.4%	100%

(4) 場所別

場所	校庭などの屋外 (敷地内)	クラブ室・廊下 などの屋内	体育館・遊戯室 などの屋内	公園などの屋外 (敷地外)	合計
件数	122件	41件	29件	26件	218件
割合	56.0%	18.8%	13.3%	11.9%	100%

(5) 事由別

事由	遊具からの 転落等	集団遊び 中の転倒 等	階段などに おける転倒 ・転落等	球技中の 転倒等	児童同士 のふざけ あい等	車との 接触	その他	合計
件数	52件	45件	43件	39件	24件	4件	11件	218件
割合	23.9%	20.6%	19.7%	17.9%	11.0%	1.8%	5.0%	100%

(参考) 放課後児童クラブ数 21,482か所(平成25年5月1日現在)

登録児童数 889,205人(平成25年5月1日現在)

2. 事故発生の主なケース

- ・遊具（うんてい、すべり台、鉄棒等）からの転落。
- ・集団遊び（おにごっこ、馬跳び等）中の転倒。
- ・階段や段差から飛び降りたり、つまずいたりすることなどによる転倒。
- ・球技（サッカー、ドッジボール等）中の他児童との衝突、転倒。
- ・他児童に押される、走り回るなど、児童同士のふざけあいによる転倒。
- ・帰宅中やクラブに向かう途中における車との接触。
- ・掃除中の怪我や、クラブ室内の備品等に体をぶるける等による事故。

事故防止のためのポイント

◎遊具の使用ルール・適切な使用方法について指導を徹底する。

- ブランコから途中で飛び降りる、すべり台を下から登ろうとして転倒するなど遊具本来の目的とは異なる使用方法により発生した事故がある。屋外遊具の適切な使用方法を指導しておくことが必要である。
- 特に、一年生はクラブの生活や環境に十分に順応できていないうちに、適切な使用方法を知らないまま遊具等を使用している中で事故が発生しているとも考えられるため、一年生の遊具使用に当たっては、適切な使用方法や安全上の留意点などを事前に指導しておくことや児童の年齢や発達状態に応じた遊びの環境を提供していくことが必要である。

◎集団生活の場としての環境を整える。

- クラブ室内で荷物につまずき転倒したなど、設備の不具合や室内の整理整頓の不備が事故に繋がることもある。屋内環境の安全性について常に点検し、整理整頓に努め、不具合があった場合には早急に補修等を行うことが必要である。
- 室内を走り回って他の児童と接触した際に怪我をしたなど、集団生活をする上での見通しを持った過ごし方を示し、守るべきルールを作っておくことで防げる事故もある。子どもたちが安全に過ごすための集団生活のルールや見通しを持った過ごし方を子どもたち示し、理解させることが必要である。

◎安全に関する指導を徹底する。

- 交通安全については、関係機関と協力して交通安全指導を行うなど、指導員は保護者や関係機関と協力して児童への交通安全に関する指導を徹底することが必要である。
- 「放課後児童クラブ（児童館）への来所・帰宅時における安全点検リスト」の活用などによって来所・帰宅時の安全を徹底することが必要である。

◎事故が発生した場合の対処方法を事前に準備しておく。

- 児童の活動において予想される事故や怪我の防止に万全を尽くすことが一番大切であるが、万が一、事故や怪我が発生した場合の対処方法（応急処置を含む。）についても、事前に十分な想定訓練と準備をしておくことが必要である。
- 発生した事故や事故に繋がりそうな事例は、発生までの経緯や事故後の対応等の情報を指導員間で共有し、対策の在り方を探ることで、類似の事故を未然に防ぐことに活かされる。軽微な事故や結果的に事故にならなかった事例であっても、一步間違えれば重大な事故に発展していた可能性もあるので、こうした情報の収集・分析に努められたい。

2. 児童厚生施設の設置運営について（関連資料7参照）

（1）児童館・児童センターの運営について

地域における子どもたちの遊びの環境の充実と健全育成の推進を目的として、平成23年3月に「児童館ガイドライン」を策定し、その中で、児童館・児童センターが地域の期待に応えるための基本的事項、望ましい方向性として具体的な活動内容を提示しているところである。

<児童館の活動内容>

- | | |
|----------------|-----------------|
| ①遊びによる子どもの育成 | ②子どもの居場所の提供 |
| ③保護者の子育て支援 | ④子どもが意見を述べる場の提供 |
| ⑤地域の健全育成の環境づくり | ⑥ボランティアの育成と活動 |
| ⑦放課後児童クラブの実施 | ⑧配慮を必要とする子どもの対応 |

このため、各都道府県等におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、常に児童館・児童センターの運営の向上に努めるとともに、遊びを通じて子どもの発達の促進や子育て支援活動等の役割が十分に発揮されるよう、管内市町村及び児童館関係者に対して、本ガイドラインの周知を図られたい。

また、厚生労働省では、児童館活動の更なる活性化を図ることを目的として、各地の児童館における地域の実情に応じた活動内容を紹介するとともに、「児童館ガイドライン」でお示ししている上記の活動内容に着目した児童館の実践事例を取りまとめている。詳細については、下記URLに掲載されているので、ご了知いただき、より一層の児童館活動の推進に努めていただきたい。

（参考URL）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/houkago/jissi_130410-01.html

（2）利用者支援制度について

平成27年度に施行を予定している子ども・子育て支援新制度では、利用者支援事業において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、子どもや保護者からの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施することとしている。

平成26年度においては、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を

図るため、地域子ども・子育て支援事業等を先行的に実施する保育緊急確保事業の一事業として利用者支援事業を実施することとしているが、子どもや保護者等にとって身近な場所にあり、相談機能を有する児童館においても、事業の実施主体として地域の中核的な活動拠点としての役割を担っていくことが期待されるので、積極的な事業実施に努めていただきたい。

(3) 民営児童館に対する財政支援措置について

「民間児童館活動事業」及び「児童福祉施設併設型民間児童館事業」に係る国庫補助金については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているところであるので、各自治体におかれては、地域児童の健全育成を図るため、引き続き、民営児童館を活用した取組の実施に努めていただきたい。

(4) 地域子育て支援拠点（連携型）について

地域子育て支援拠点事業については、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える取組として、事業展開されているところである。このうち、従来の「児童館型」については、多様な場所で事業実施していく必要から、実施対象施設を「児童福祉施設等の多様な子育て支援に関する施設」に見直し、「連携型」として平成25年度より実施しているので、ご了知いただくとともに、児童館においても積極的な事業実施に努めていただきたい。

(5) 国立総合児童センター「こどもの城」について

国立総合児童センター「こどもの城」を運営している公益財団法人児童育成協会においては、全国の児童館活動の一層の推進を図るため、「児童館巡回支援活動等事業（動くこどもの城）」を国庫補助事業として実施し、「こどもの城」の活動プログラムを全国の児童館に紹介・普及してきたところであるが、子どもを取り巻く環境が開館当時と比較して大きく変化したことや、施設の老朽化等を背景に、平成26年度末を目途に閉館することを、平成24年9月28日に公表したところである。平成26年度予算（案）には、引き続き「児童館巡回支援活動等事業（動くこどもの城）」の予算を計上しているので、管内児童館における活動の推進に向けて、当該事業の活用について検討されたい。

(参考)「動くこどもの城」に関する照会先

公益財団法人 児童育成協会

こどもの城 事業本部内「動くこどもの城」事務局

電話：03-3797-5668 E-mail：ugoku@kodomon-shiro.jp

(6) 児童館、児童センターに係る整備費への国庫補助について

児童館、児童センターに係る施設整備費への国庫補助については、平成24年度から次世代育成支援対策施設整備交付金により実施しているところであるが、平成25年度の執行においては、次世代育成支援対策施設整備計画協議要綱に基づき、

- ・ 創設については、放課後児童クラブを併せて実施するための整備や、多機能化を図るための整備
- ・ 大規模修繕については、耐震補強やアスベスト処理工事など、利用児童の安全確保や健康被害の予防に資する整備

などの事業について、同一市町村内における設置状況や建物の老朽度等を踏まえて採択したところである。

また、全国の児童館・児童センターの建物の状況としては、「社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査」（調査基準日は平成24年4月1日現在）によれば、耐震化率が79.4%に留まっていることも踏まえ、平成26年度においても、これらの状況の改善に向けた整備などの事業を採択することとなるので、この点を十分勘案した上で整備計画を策定されたい。

(参考)「社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査結果」における児童厚生施設の耐震化の状況

	調査対象に該当した棟数 A	S57年以降に建築された棟数 B	S56年以前に建築された棟		耐震化済の棟数 B+C+D+E	耐震化率 E/A
			耐震診断の結果、改修不要とされた棟数 C	改修済、改修中の棟数 D		
児童厚生施設（児童遊園を除く）	4,200	2,663	431	241	3,335	79.4%
公立	4,034	2,544	424	240	3,208	79.5%
私立	166	119	7	1	127	76.5%

3. 児童委員及び主任児童委員について

(1) 円滑な児童委員・主任児童委員活動について

昨年12月に、3年に一度の民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選が行われ、一斉改選に当たり、都道府県、指定都市、中核市をはじめ関係各位に格段のご尽力をいただいたことを厚く御礼申し上げます。

近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭を取り巻く環境が複雑化・深刻化している中で、地域の住民に最も身近な児童委員・主任児童委員に地域のこれらの問題への適切な関わりが求められている。引き続き、児童委員・主任児童委員の確保に努められたい。

地域住民に対して、児童委員・主任児童委員制度の正しい理解が得られるよう努めていただくとともに、児童委員・主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であることから、円滑な活動に必要な情報の提供に特段のご配慮をお願いしたい。(関連資料8参照)

なお、社会・援護局地域福祉課で作成した「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集」(平成24年7月作成)も参考にされたい。

【参照】

■自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集

厚生労働省ホームページ「分野別の政策」の“福祉・介護”→“生活保護・福祉一般”→“民生委員”→“民生委員に対する個人情報の提供状況等について”に掲載。

(2) 関係機関との連携について

児童委員・主任児童委員は、市区町村の「子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)」に積極的に参画するとともに、児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、児童虐待防止の上で大きな役割を果たすことが期待されている。研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いしたい。

なお、児童委員・主任児童委員は、学校関係者をはじめとした関係

機関との連携を図ることが不可欠であり、児童福祉部局、教育委員会及び学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員が活動しやすい環境づくりに努めていただきたい。

4. 母親クラブ等の地域組織活動等について

母親クラブや子育てNPO等の地域組織については、地域における親子交流・世代間交流をはじめとする子どもの健全育成の向上のための事業の実施や子どもの事故防止等のための活動など、多様な地域子育て支援活動を実施いただいている。

母親クラブ等の活動費の助成については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているところであるので、各自治体におかれては、子どもの健全育成のため、引き続き母親クラブ等と連携し、地域組織活動の推進に努めていただきたい。

なお、行政が地域組織と積極的に連携し、児童の健全育成や子育て支援に効果的に取り組んでいる例をとりまとめた「行政と地域組織の連携に関する事例集～『地域の力を活かし、子どもたちが健やかに育つ環境づくり』を目指して～」(平成23年10月20日雇児育発1020第1号)も参考とされたい。

【参照】

■行政と地域組織の連携に関する事例集～『地域の力を活かし、子どもたちが健やかに育つ環境づくり』を目指して～(平成23年10月20日雇児育発1020第1号)

厚生労働省ホームページ「分野別の政策」の“子ども・子育て”→“子ども・子育て支援”→“子育て支援”→“地域組織活動”に掲載。

5. 児童福祉週間について

(1) 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、昭和22年より、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行ってきている。

(2) 児童福祉週間の標語について

児童福祉週間の理念を広く啓発する標語の全国募集(平成25年9月2日～10月21日)に際しては、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただき、御礼申し上げます。当該期間中5,647作品の応募があり、選考の結果、次の作品を平成26年度児童福祉週間の標語と決定した。

《平成26年度児童福祉週間標語》

そのいっぽ みらいにつづく ゆめのみち

なかにし まなみ
中西 愛美さん 7歳 千葉県)

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知することとしているが、貴管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及されたい。

(3) 児童福祉週間の事業展開について

子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが重要であるとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努め、行政のみならず、民間企業、団体等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進していくこととしているので、引き続き積極的な取組をお願いします。

6. 児童福祉文化財の普及について

社会保障審議会では、児童の健やかな育成に役立てるため、優れた出版物や演劇、ミュージカル、コンサート等の舞台芸術、映画、放送、ビデオ等の映像・メディアについて、推薦を行っており、各自治体の児童福祉主管部局、教育委員会等に情報提供している。

厚生労働省のホームページには最新の推薦児童福祉文化財一覧を掲載しているので、各自治体におかれても児童福祉文化財の普及にご協力をお願いしたい。(関連資料9参照)

【参照】

■社会保障審議会推薦児童福祉文化財一覧

厚生労働省ホームページ「分野別の政策」の“子ども・子育て”→“子ども・子育て支援”→“子育て支援”→“児童福祉文化財”に掲載。

7. (一財) こども未来財団の事業について (関連資料10参照)

(一財)こども未来財団においては、平成26年度においても、以下の助成事業等を実施することとしているので、引き続き関係者への周知・活用をお願いします。

- ・ NPO法人や学校法人が放課後児童クラブを設置する際の施設整備費
- ・ 認可外保育施設の保育士等や子育てNPO指導者、子育てサークルリーダー等の資質向上を図るための研修事業 など

8. 児童手当について

(1) 児童手当制度について

児童手当制度については、「児童手当法の一部を改正する法律」(平成24年法律第24号)が、衆議院における一部修正の上、平成24年3月に成立し、同年4月1日より新しい児童手当制度が施行された。新たな児童手当制度は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする恒久的な制度として成立したものであり、今後とも制度の趣旨に沿った円滑な運用に努めていただきたい。

(参考) 平成26年度予算(案)について(関連資料11参照)

- 給付総額：2兆366億円(2兆2,356億円)
 - ・ 国負担分：1兆2,377億円(1兆2,806億円)
 - ・ 地方負担分：6,188億円(7,748億円)
 - ・ 事業主負担分：1,801億円
- ※ () 内の数字は公務員への支給分を含む

(2) 関係機関の連携について

児童手当に係る事務については、支給要件の確認等、適切に処理しているところであるが、申請漏れや不正受給が生じることがないように、引き続き住民基本台帳担当部署や、保健・福祉・教育等の関係部門との連携に努め、適正な支給が図られるようお願いしたい。

9. 放課後子どもプランに係る文部科学省の取組について

(1) 学校・家庭・地域の連携協力推進事業(放課後子供教室)について (関連資料12, 13, 14参照)

放課後子供教室は放課後子どもプランとして、厚生労働省の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)と連携して実施している。

また、放課後子供教室は、放課後や週末等に、子供たちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供するものであるが、全ての子供たちが対象となっているため、放課後児童クラブに通っている子供でも利用可能であり、さらに今後、土曜日の教育活動推進プランとも連携し、活動内容の充実を図る予定である。

今後の活用については、教育委員会や各学校とより一層情報共有・連携を図っていただき、効果的な事業の推進をお願いしたい。

(2) 土曜日の教育活動推進プランについて(関連資料15, 16参照)

土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子供が多数存在するという指摘などを踏まえ、文部科学省では、各学校がより土曜授業に取り組みやすくするため、昨年11月に学校教育法施行規則の改正を行うとともに、来年度の新規事業として、学校・家庭・地域が連携して行う、地域

における多様な学習、文化・スポーツ、体験活動等の様々な活動への支援を行う予定である。

本事業は、すでにある放課後子供教室と連携して行っていくことも十分考えられることから、教育委員会や各学校と連携を図っていただき、子供たちにとって、より豊かで有意義な土曜日を実現するため、「放課後児童クラブ」の児童への広報などについて、積極的に取り組んでいただくよう、よろしくお願いしたい。

(3) 今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループについて（関連資料17参照）

文部科学省では、昨年1月から、「今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ」を設置し、放課後、土曜日等における教育支援体制や活動の在り方について検討している。平成26年度夏頃までには、とりまとめる予定であり、その検討結果を全国の教育委員会のほか、児童福祉部局にもお知らせしたい。

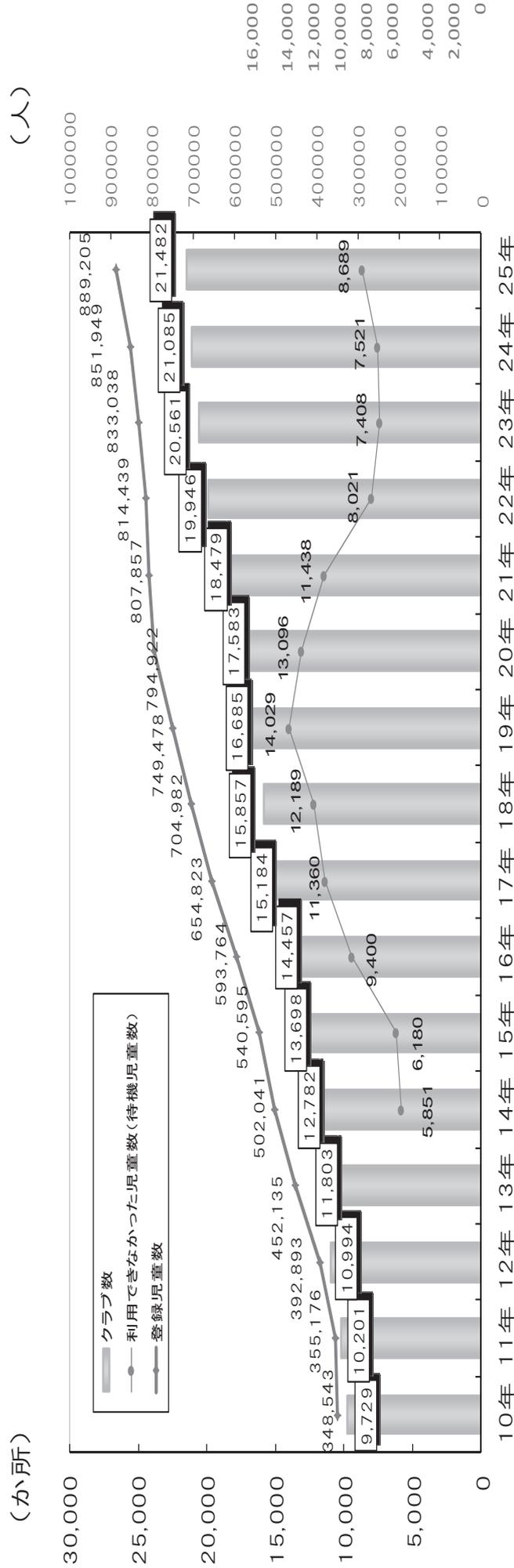
本検討結果も参考にして、子供たちを健やかに育むため、「放課後子どもプラン」として、放課後子供教室と放課後児童クラブとの連携を一層図っていただくようよろしくお願いしたい。

[育成環境課・児童手当管理室：関連資料]

放課後児童クラブにおける待機児童の現状について

- 平成25年5月1日現在の利用できなかった児童(待機児童)数は、8,689人(2年連続の増加)
- 平成25年5月1日現在の登録児童数は889,205人(前年比37,256人の増加)
- 利用できなかった児童(待機児童)がいる市町村数は、364自治体(全体(1,742自治体)の約20.9%)
- 都市部(※)の待機児童数は全体の約69.5%(6,037人)
 ※首都圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)、近畿圏(京都府、大阪府、兵庫県)の7都府県、政令指定都市及び中核市の合計

〔クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移〕



※各年5月1日現在(育成環境課調)

報道関係者 各位

平成 25 年 10 月 4 日

【照会先】

雇用均等・児童家庭局 育成環境課
 児童健全育成専門官 百瀬 秀 (内線 7903)
 健全育成係長 國松弘平 (内線 7909)
 (代表電話) 03(5253)1111
 (直通電話) 03(3595)2505

平成 25 年 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況

(5月1日現在)

厚生労働省ではこのほど、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の平成 25 年の状況を取りまとめました。

これは、児童館や学校の余裕教室などで留守家庭の子ども（おおむね 10 歳未満）に放課後の遊び場や生活の場として提供する事業で、クラブ数や利用登録している児童の数などを把握するための調査を毎年実施しています。

○放課後児童クラブ数、前年比 397 か所増加

平成 24 年 → 平成 25 年 : 2 万 1,085 か所 → 2 万 1,482 か所

○登録児童数、同 37,256 人増加（※1）

平成 24 年 → 平成 25 年 : 85 万 1,949 人 → 88 万 9,205 人

○利用できなかった児童数（待機児童数）、同 1,168 人増加（※1）

平成 24 年 → 平成 25 年 : 7,521 人 → 8,689 人

※1 人口動態統計調査によれば、現在の小学校 1 年生が出生した平成 18 年は、出生数が増加に転じ、約 3 万人増加したが、平成 19 年以降の出生数はほぼ横ばいとなる。

平成 17 年出生数 → 平成 18 年出生数 : 約 106 万人 → 約 109 万人

○18 時を超えて開所しているクラブが全体の 6 割を超える（※2）

〔平日〕平成 24 年 → 平成 25 年

1 万 2,520 か所 (59.5%) → 1 万 3,405 か所 (62.4%)

〔長期休暇等〕平成 24 年 → 平成 25 年

1 万 2,253 か所 (58.3%) → 1 万 3,142 か所 (61.4%)

() 内は全クラブ数に占める割合

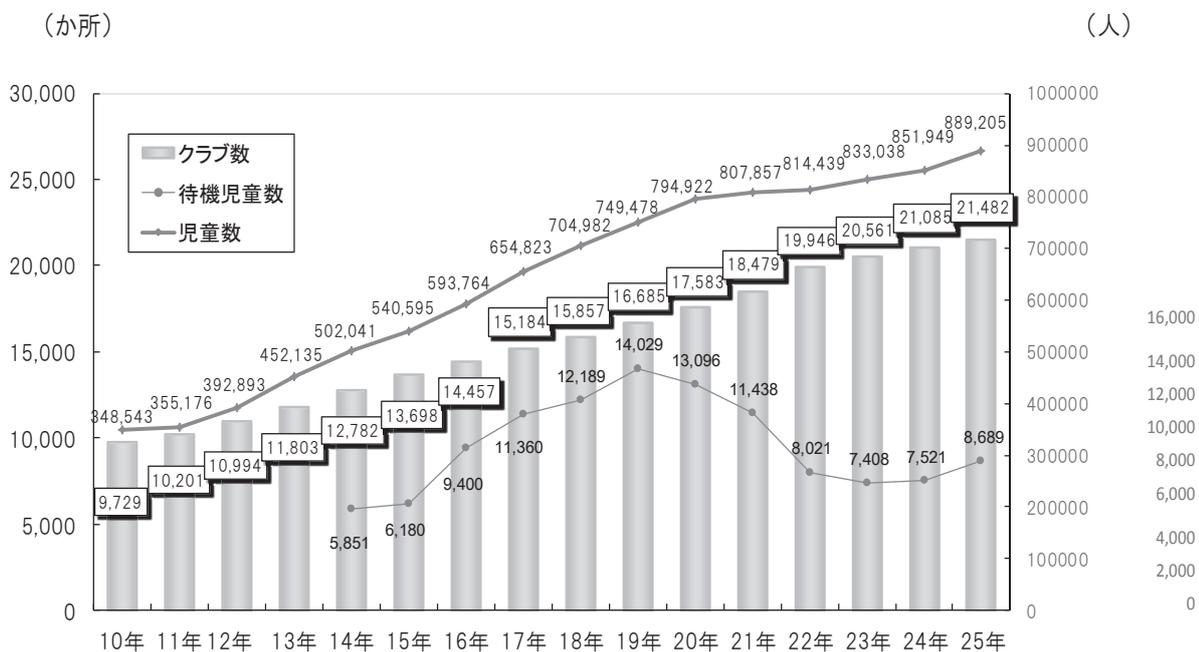
※2 「小1の壁」の解消に向けて、開所時間の延長が一定程度進んでいる。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【概要】

○実施状況

- ・ クラブ数は、対前年で397か所増加の21,482か所となった。
- ・ 登録児童数は、対前年で37,256人増加の889,205人となった。
- ・ 利用できなかった児童数は、対前年で1,168人増加の8,689人となった。

〔クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移〕



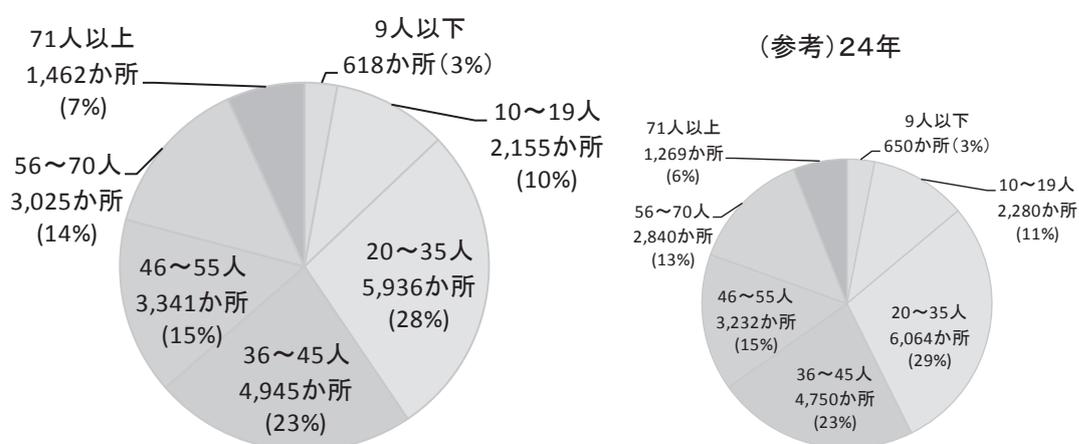
※各年5月1日現在(育成環境課調)

(参考)人口動態統計調査

	平成13年 (現6年生)	平成14年 (現5年生)	平成15年 (現4年生)	平成16年 (現3年生)	平成17年 (現2年生)	平成18年 (現1年生)	平成19年 (来年1年生)	平成20年	平成21年	平成22年
出生数 (人)	1,170,662	1,153,855	1,123,610	1,110,721	1,062,530	1,092,674	1,089,818	1,091,156	1,070,035	1,071,304
増減 (人)	▲19,885	▲16,807	▲30,245	▲12,289	▲48,191	30,144	▲2,869	1,338	▲21,121	1,269

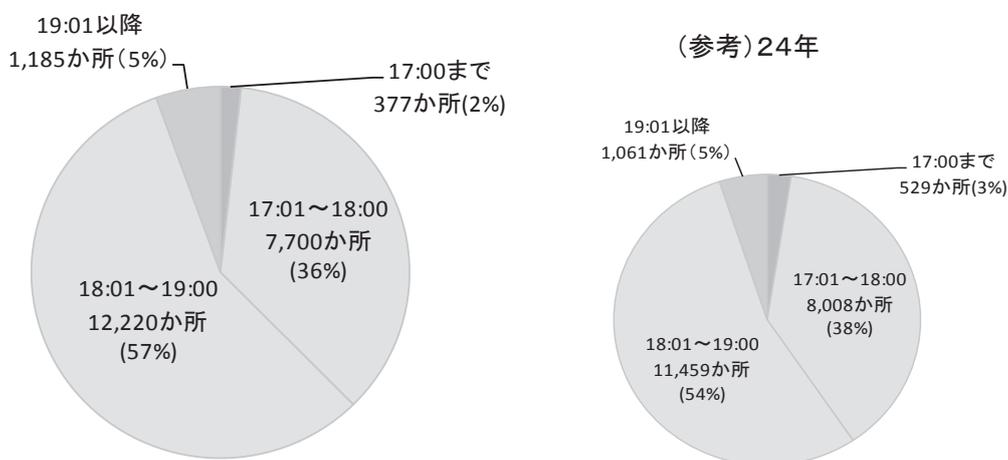
○規模別実施状況

登録児童数の人数規模別で見ると、45人までのクラブが全体の約65%を占める。



○終了時刻の状況(平日)

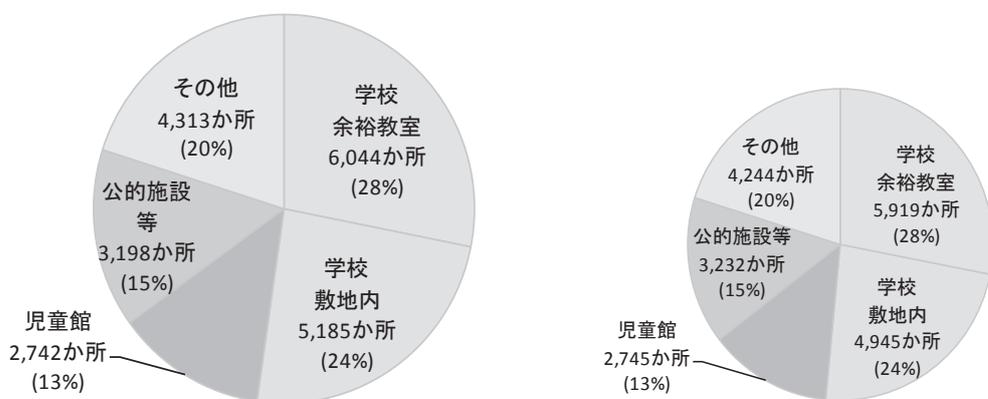
18時を超えて開所しているクラブが全体の6割を占める。



○実施場所の状況

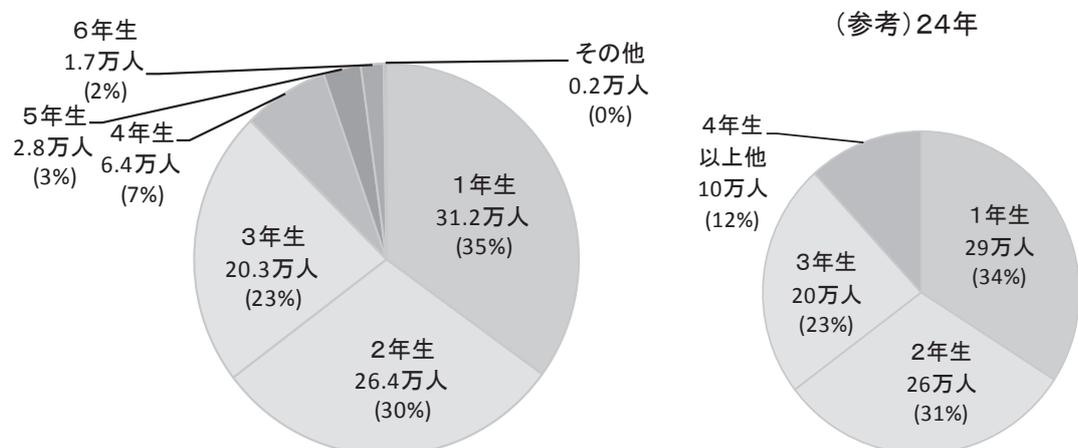
設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約24%、児童館が約13%であり、これらで全体の約65%を占める。

(参考)24年



○登録児童の学年別の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約9割を占める。



放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【詳細】

* 各年5月1日現在の育成環境課調査

1 クラブ数、登録児童数及び実施市町村数の状況

区分	平成 25 年	平成 24 年	増減
クラブ数	21,482か所	21,085か所	397か所
登録児童数	889,205人	851,949人	37,256人
実施市町村割合 (実施市町村数)	91.6% (1,595市町村)	91.3% (1,591市町村)	0.3ポイント (+4市町村)

注:実施市町村割合は、各年の全市町村数(25年1,742、24年:1,742)に対する割合である。

(参考)過去5年間のクラブ数、登録児童数、実施市町村数の推移

区分	平成24年	平成23年	平成22年	平成21年	平成20年
クラブ数(か所)	21,085	20,561	19,946	18,479	17,583
増減	524	615	1,467	896	898
登録児童数(人)	851,949	833,038	814,439	807,857	794,922
増減	18,911	18,599	6,582	12,935	45,444
実施市町村割合 (実施市町村数) [全市町村数]	91.3% (1,591) [1,742]	90.7% (1,574) [1,735]	90.3% (1,580) [1,750]	89.3% (1,608) [1,800]	88.8% (1,609) [1,811]

※平成23年の数値は、東日本大震災の影響で調査を実施できなかった岩手県、福島県の12市町村を除いて集計している。

2 設置・運営主体別クラブ数の状況

(か所)

区分	平成 25 年	平成 24 年	増減
公立公営	8,472 (39.4%)	8,490 (40.3%)	▲ 18
公立民営	9,377 (43.7%)	9,077 (43.0%)	300
民立民営	3,633 (16.9%)	3,518 (16.7%)	115
計	21,482 (100.0%)	21,085 (100.0%)	397

注:()内は各年の総数に対する割合である。

3 実施規模別クラブ数の状況

(か所)

実施規模	平成 25 年	平成 24 年	増減
9人以下	618 (2.9%)	650 (3.1%)	▲ 32
10人～19人	2,155 (10.0%)	2,280 (10.8%)	▲ 125
20人～35人	5,936 (27.6%)	6,064 (28.8%)	▲ 128
36人～45人	4,945 (23.0%)	4,750 (22.5%)	195
46人～55人	3,341 (15.6%)	3,232 (15.3%)	109
56人～70人	3,025 (14.1%)	2,840 (13.5%)	185
71人以上	1,462 (6.8%)	1,269 (6.0%)	193
計	21,482 (100.0%)	21,085 (100.0%)	397

注:()内は各年の総数に対する割合である。

4 学年別登録児童数の状況

(人)

学年	平成 25 年	平成 24 年	増減
小学1年生	311,510 (35.0%)	292,099 (34.3%)	19,411
小学2年生	263,836 (29.7%)	260,938 (30.6%)	2,898
小学3年生	203,235 (22.9%)	198,678 (23.3%)	4,557
小学4年生	63,780 (7.2%)	100,234 (11.8%)	10,390
小学5年生	28,088 (3.2%)		
小学6年生	16,561 (1.9%)		
その他	2,195 (0.2%)		
計	889,205 (100.0%)	851,949 (100.0%)	37,256

注:()内は各年の総数に対する割合である。計数には、障害児数も含む。

5 実施場所別クラブ数の状況

(か所)

実施場所	平成 25 年	平成 24 年	増減
学校の余裕教室	6,044 (28.1%)	5,919 (28.1%)	125
学校敷地内専用施設	5,185 (24.1%)	4,945 (23.5%)	240
児童館・児童センター	2,742 (12.8%)	2,745 (13.0%)	▲ 3
公的施設利用	1,769 (8.2%)	1,813 (8.6%)	▲ 44
民家・アパート	1,193 (5.6%)	1,224 (5.8%)	▲ 31
保育所	993 (4.6%)	990 (4.7%)	3
公有地専用施設	1,429 (6.7%)	1,419 (6.7%)	10
私有地専用施設	1,035 (4.8%)	990 (4.7%)	45
幼稚園	409 (1.9%)	389 (1.8%)	20
団地集会室	135 (0.6%)	136 (0.6%)	▲ 1
商店街空き店舗	123 (0.6%)	95 (0.5%)	28
その他	425 (2.0%)	420 (2.0%)	5
計	21,482 (100.0%)	21,085 (100.0%)	397

注:()内は各年の総数に対する割合である。

6 年間開設日数別クラブ数

(か所)

開設日数	平成 25 年	平成 24 年	増減
199日以下	21 (0.1%)	47 (0.2%)	▲ 26
200日～249日	946 (4.4%)	989 (4.7%)	▲ 43
250日～279日	3,427 (16.0%)	3,540 (16.8%)	▲ 113
280日～299日	16,719 (77.8%)	16,120 (76.5%)	599
300日以上	369 (1.7%)	389 (1.8%)	▲ 20
計	21,482 (100.0%)	21,085 (100.0%)	397

注:()内は各年の総数に対する割合である。

7 平日の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	平成 25 年	平成 24 年	増減
11:00以前	2,963 (13.8%)	2,895 (13.7%)	68
11:01～12:00	2,299 (10.7%)	2,183 (10.4%)	116
12:01～13:00	7,321 (34.1%)	7,455 (35.4%)	▲ 134
13:01～14:00	6,639 (30.9%)	6,357 (30.2%)	282
14:01以降	2,260 (10.5%)	2,167 (10.3%)	93
計	21,482 (100.0%)	21,057 (100.0%)	425

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[25年:21,482]、[24年:21,057]は、平日に開所しているクラブ数。

8 平日の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成 25 年	平成 24 年	増減
17:00まで	377 (1.8%)	529 (2.5%)	▲ 152
17:01 ~ 18:00	7,700 (35.8%)	8,008 (38.0%)	▲ 308
18:01 ~ 19:00	12,220 (56.9%)	11,459 (54.4%)	761
19:01以降	1,185 (5.5%)	1,061 (5.0%)	124
計	21,482 (100.0%)	21,057 (100.0%)	425

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[25年:21,482]、[24年:21,057]は、平日に開所しているクラブ数。

9 長期休暇等の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	平成 25 年	平成 24 年	増減
6:59以前	12 (0.1%)	6 (0.0%)	6
7:00 ~ 7:59	4,329 (20.2%)	4,008 (19.1%)	321
8:00 ~ 8:59	16,021 (74.8%)	15,724 (74.8%)	297
9:00 ~ 9:59	998 (4.7%)	1,225 (5.8%)	▲ 227
10:00以降	49 (0.2%)	54 (0.3%)	▲ 5
計	21,409 (100.0%)	21,017 (100.0%)	392

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[25年:21,409]、[24年:21,017]は、長期休暇等に開所しているクラブ数。

10 長期休暇等の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成 25 年	平成 24 年	増減
17:00まで	667 (3.1%)	775 (3.7%)	▲ 108
17:01 ~ 18:00	7,600 (35.5%)	7,989 (38.0%)	▲ 389
18:01 ~ 19:00	11,992 (56.0%)	11,221 (53.4%)	771
19:01以降	1,150 (5.4%)	1,032 (4.9%)	118
計	21,409 (100.0%)	21,017 (100.0%)	392

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[25年:21,409]、[24年:21,017]は、長期休暇等に開所しているクラブ数。

11 長期休暇等の開館状況

(か所)

開館状況	平成 25 年	平成 24 年	増減
土曜日 〔毎週開館以外〕	20,271 (94.4%) 〔3,524〕	19,823 (94.0%) 〔3,586〕	448 〔▲ 62〕
日曜日	1,618 (7.5%)	1,582 (7.5%)	36
夏休み等	21,223 (98.8%)	20,781 (98.6%)	442

注1:()内は全クラブ数(25年:21,482、24年:21,085)に対する割合である。

注2:[]内は毎週開館以外のクラブ数であり、内数である。

12 障害児受入数別クラブ数の状況

(か所)

受入数	平成 25 年	平成 24 年	増減
1人	4,872 (22.7%)	4,753 (22.5%)	119
2人	2,835 (13.2%)	2,693 (12.8%)	142
3人	1,482 (6.9%)	1,368 (6.5%)	114
4人以上	1,861 (8.7%)	1,646 (7.8%)	215
計	11,050 (51.4%)	10,460 (49.6%)	590

注1:()内は全クラブ数(25年:21,482、24年:21,085)に対する割合である。

13 障害児の学年別登録児童数の状況

(人)

学年	平成 25 年	平成 24 年	増減
小学1年生	6,195 (2.0%)	5,494 (1.9%)	701
小学2年生	6,626 (2.5%)	6,131 (2.3%)	495
小学3年生	5,867 (2.9%)	5,559 (2.8%)	308
小学4年生	3,043 (4.8%)	6,240 (6.2%)	410
小学5年生	1,985 (7.1%)		
小学6年生	1,487 (9.0%)		
その他	135 (6.2%)		
計	25,338 (2.8%)	23,424 (2.7%)	1,914

注:()内は学年別登録児童数に対する割合である。

14 障害児受入の定員設定別クラブ数

(か所)

定員設定の有無	平成 25 年	平成 24 年	増減
障害児受入の 定員無し	9,946 (90.0%)	9,337 (89.3%)	609
障害児受入の 定員有り	1,104 (10.0%)	1,123 (10.7%)	▲ 19
合計	11,050 (100.0%)	10,460 (100.0%)	590

注:()内は各年の総数に対する割合である。

15 利用できなかった児童のいるクラブ数の状況

(か所)

	平成 25 年	平成 24 年	増減
利用できなかった 児童がいるクラブ数	1,612 (7.5%)	1,429 (6.8%)	183

注:利用できなかった児童数を把握しているクラブの数値である。

()内は全クラブ数(25年:21,482、24年:21,085)に対する割合である。

16 利用できなかった児童数の状況

(人)

	平成 25 年	平成 24 年	増減
小学1年生	2,283 (26.3%) [51]	1,769 (23.5%) [48]	514 [3]
小学2年生	1,631 (18.8%) [18]	1,494 (19.9%) [20]	137 [▲ 2]
小学3年生	2,930 (33.7%) [29]	2,533 (33.7%) [27]	397 [2]
小学4年生	1,273 (14.7%) [26]	1,725 (22.9%) [50]	120 [▲ 4]
小学5年生	376 (4.3%) [12]		
小学6年生	153 (1.8%) [6]		
その他	43 (0.5%) [2]		
計	8,689 (100.0%) [144]	7,521 (100.0%) [145]	1,168 [▲ 1]

注:()内は各年の総数に対する割合である。[]内は障害児数であり、内数である。

17 新1年生の受入開始の状況

(か所)

	平成 25 年	平成 24 年	増減
4月1日より受入	20,616 (96.0%)	19,980 (94.8%)	636

注:()内は全クラブ数(25年:21,482、24年:21,085)に対する割合である。

18 クラブ専用部屋・専用スペースの有無

(か所)

	平成 25 年	平成 24 年	増減
スペース有り	20,899 (97.3%)	20,431 (96.9%)	468

注:()内は全クラブ数(25年:21,482、24年:21,085)に対する割合である。

19 登録児童1人当たりの生活スペースの状況

(か所)

	平成 25 年	平成 24 年	増減
1.65㎡以上	16,160 (75.2%)	16,098 (76.3%)	62

注:()内は全クラブ数(25年:21,482、24年:21,085)に対する割合である。

20 クラブ内の静養スペースの状況

(か所)

	平成 25 年	平成 24 年	増減
スペース有り	13,978 (65.1%)	13,509 (64.1%)	469

注:()内は全クラブ数(25年:21,482、24年:21,085)に対する割合である。

21 1クラブあたりの放課後児童指導員数の状況

(か所)

	平成 25 年	平成 24 年	増減
1人	1,064 (5.0%)	1,097 (5.2%)	▲ 33
2人	4,220 (19.6%)	4,436 (21.0%)	▲ 216
3人	4,569 (21.3%)	4,354 (20.6%)	215
4人	4,072 (19.0%)	3,952 (18.7%)	120
5人以上	7,557 (35.2%)	7,246 (34.4%)	311
計	21,482 (100.0%)	21,085 (100.0%)	397

注:()内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤を区別しない。

22 放課後児童指導員の資格の状況

(人)

	平成 25 年	平成 24 年	増減
保育士・幼稚園教諭	27,364 (30.6%)	26,956 (31.2%)	408
幼稚園以外の教諭	18,278 (20.4%)	17,538 (20.3%)	740
児童福祉経験有り	18,011 (20.1%)	14,414 (16.7%)	3,597
その他38条	2,897 (3.2%)	2,634 (3.0%)	263
資格なし	22,936 (25.6%)	24,915 (28.8%)	▲ 1,979
計	89,486 (100.0%)	86,457 (100.0%)	3,029

注1:()内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤を区別しない。

また、1人の指導員に対し、1つの資格を計上。

注2:「その他38条」は「保育士・幼稚園教諭」、「幼稚園以外の教諭」、「児童福祉経験有り」以外で児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項に該当する者。

23 保護者支援・連携の実施状況

(か所)

	平成 25 年	平成 24 年	増減
子どもの出欠確認等	21,375 (99.5%)	20,983 (99.5%)	392
保護者との日常的な 連絡・情報交換	21,159 (98.5%)	20,704 (98.2%)	455

注:()内は全クラブ数(25年:21,482、24年:21,085)に対する割合である。

24 学校等との連携の実施状況

(か所)

	平成 25 年	平成 24 年	増減
学校との情報交換	21,151 (98.5%)	20,685 (98.1%)	466
学校施設の利用	14,318 (66.7%)	13,840 (65.6%)	478
放課後子ども教室 との連携	6,402 (29.8%)	5,772 (27.4%)	630

注:()内は全クラブ数(25年:21,482、24年:21,085)に対する割合である。

25 関係機関・地域との連携の実施状況

(か所)

	平成 25 年	平成 24 年	増減
保育所・幼稚園 との連携	14,071 (65.5%)	13,226 (62.7%)	845
医療・保健・福祉等 機関との連携	14,589 (67.9%)	13,963 (66.2%)	626

注:()内は全クラブ数(25年:21,482、24年:21,085)に対する割合である。

26 安全対策の実施状況

(か所)

	平成 25 年	平成 24 年	増減
事故・怪我防止と対応	20,354 (94.7%)	19,620 (93.1%)	734
衛生管理・感染症対応	19,508 (90.8%)	18,935 (89.8%)	573
防災・防犯計画や マニュアルの作成	17,961 (83.6%)	17,036 (80.8%)	925
定期的な避難訓練 の実施	16,123 (75.1%)	15,320 (72.7%)	803
来所・帰宅時の 安全確保チェックリストの作成	15,587 (72.6%)	15,102 (71.6%)	485
地域と連携した 来所・帰宅時の見守り	9,775 (45.5%)	9,522 (45.2%)	253

注:()内は全クラブ数(25年:21,482、24年:21,085)に対する割合である。

27 研修受講機会の提供の実施状況

(か所)

	平成 25 年	平成 24 年	増減
指導員の資質向上の ための研修	20,996 (97.7%)	20,506 (97.3%)	490
障害児受入の ための研修	18,627 (86.7%)	17,876 (84.8%)	751

注:()内は全クラブ数(25年:21,482、24年:21,085)に対する割合である。

28 事業内容の定期的な自己点検の実施状況

(か所)

	平成 25 年	平成 24 年	増減
自己点検の実施有り	18,655 (86.8%)	18,116 (85.9%)	539

注:()内は全クラブ数(25年:21,482、24年:21,085)に対する割合である。

29 運営状況等の情報提供の実施状況

(か所)

	平成 25 年	平成 24 年	増減
保護者への情報提供	21,099 (98.2%)	20,520 (97.3%)	579
地域への情報提供	14,743 (68.6%)	14,154 (67.1%)	589

注:()内は全クラブ数(25年:21,482、24年:21,085)に対する割合である。

30 要望・苦情対応の実施状況

(か所)

	平成 25 年	平成 24 年	増減
要望・苦情対応窓口の 保護者への周知	18,621 (86.7%)	17,960 (85.2%)	661
苦情解決体制の整備	17,360 (80.8%)	16,724 (79.3%)	636

注:()内は全クラブ数(25年:21,482、24年:21,085)に対する割合である。

31 放課後児童クラブガイドラインの市町村における策定状況

(市町村数)

	平成 25 年	平成 24 年	増減
策定済み	219 (13.7%)	213 (13.4%)	6
都道府県のガイドラインを活用	538 (33.7%)	500 (31.4%)	38
国のガイドラインを活用	742 (46.5%)	758 (47.6%)	▲ 16
対応無し	96 (6.0%)	120 (7.5%)	▲ 24
計	1,595 (100.0%)	1,591 (100.0%)	4

注:()内はクラブ実施市町村数(25年:1,595、24年:1,591)に対する割合である。

32 放課後児童クラブガイドラインに基づく運営内容の点検・確認状況

(市町村数)

	平成 25 年	平成 24 年	増減
点検・確認有り	1,267 (79.4%)	1,222 (76.8%)	45

注:()内はクラブ実施市町村数(25年:1,595、24年:1,591)に対する割合である。

〔調査概要〕

(参考資料1)

1 調査の目的

この調査は、全国の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況を把握し、児童の健全育成の推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年実施している。

2 調査の対象

全国の市町村(1, 742市町村)

3 調査の期日

平成25年5月1日現在

4 主な調査事項

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施か所数、登録児童数、実施場所別クラブ数、実施規模別クラブ数、年間開設日数別クラブ数、利用できなかった児童数等

5 調査の方法

厚生労働省があらかじめ定めた調査票により各市町村が記入

6 調査の集計

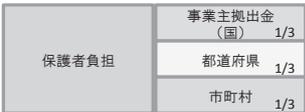
集計は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局において行った。

(参考) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業
(平成9年の児童福祉法改正により法定化<児童福祉法第6条の3第2項>)

- ・平成27年度から施行予定の子ども・子育て新制度では、放課後児童クラブも対象事業の1つとされており、質・量ともに充実を図っていくこととしている。
- ・放課後児童クラブに関する主な改正事項は以下のとおりである。

放課後児童クラブの主な改正事項

	現行	新制度施行後
対象児童	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 ※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知する。(衆/参・附帯決議)
設備及び運営の基準	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 [従事する者及び員数...従うべき基準] [施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準]
市町村の関与	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など [届け出先:都道府県]	事業開始前の事前の届け出など [届け出先:市町村]
市町村の情報収集	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供
事業の実施の促進	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など)の貸付け等による事業の促進
計画等	・「市町村行動計画」の策定。 ・総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務	・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 ・区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 ・総合的かつ計画的に事業を実施する義務 ※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。(参・附帯決議)
費用負担割合	 <p>※総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のうえ予算計上している。</p>	 <p>※質の改善にかかる費用については、税制抜本改革による財源確保を前提(公費)</p> <p>※質の改善にかかる費用について、事業主拠出金は充当しない。 (平成24年3月2日少子化社会対策会議決定)</p> <p>※放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、所要の措置を講ずる。(子ども・子育て支援法附則第2条第3項)</p> <p>※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める。 (同法附則第3条)</p> <p>※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示す。(参・附帯決議)</p>

放課後児童クラブについて

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る
(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項))

【現状】(クラブ数及び児童数は平成25年5月現在)

- クラブ数 21,482か所 (参考:全国の小学校20,836校)
 - 登録児童数 889,205人 (全国の小学校1～3年生約325万人の24%程度=約4人に1人)
 - 利用できなかった児童数(待機児童数) 8,689人[利用できなかった児童がいるクラブ数 1,612か所]
- ・「子ども子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)
⇒平成26年度末までに111万人(小学校1～3年生の32%=3人に1人)の受入児童数をめざす

【事業に対する国の助成】

○平成26年度予算(案) 332.2億円 ※児童育成事業費(特別会計)による補助

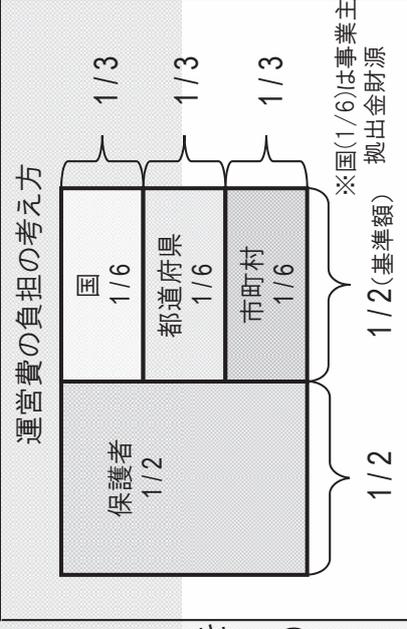
- 運営費 か所数の増(27,029か所→27,750か所)
概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。
- ・例:児童数が40人の場合、1クラブ当たり基準額:342.7万円(総事業費685.4万円)
- ・学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)、備品購入のみの場合(基準額:100万円)も助成。

○整備費

- ・新たに施設を創設する場合(基準額:2,355.6万円)のほか、改築、大規模修繕及び拡張による整備を支援。
- ※運営費は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。整備費(創設、改築等)は、国・都道府県・設置者が3分の1ずつ負担。整備費(改修・備品購入)は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。

(参考)保育緊急確保事業(内閣府予算(案)に計上:51億円)

放課後児童クラブについて、保育所の利用者が就学後も引き続き円滑に利用できるように、「小1の壁」の解消に向け、開所時間の延長を促進する。



放課後児童クラブにおける利用者負担について

【利用者負担について】

放課後児童クラブの利用者負担については、現行、「事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるとされ、市町村等によってまちまちとなっている。

【利用者負担の実態】

放課後児童クラブに係る利用者負担については、月額4,000円～8,000円の間で設定されている割合が高い。

<平成23年地域児童福祉事業等調査(厚生労働省)>

利用者負担	割合(2011年)
利用料なし	5.3%
利用料あり	94.7%

利用者負担ありの放課後児童クラブにおける利用料金

利用者負担 (月額)	割合(2011年)
2,000 円未満	3.9%
2,000～4,000 円未満	14.3%
4,000～6,000 円未満	28.3%
6,000～8,000 円未満	24.6%
8,000～10,000 円未満	12.1%
10,000～12,000 円未満	7.2%
12,000～14,000 円未満	4.2%
14,000～16,000 円未満	2.7%
16,000 円以上	2.7%

<平成19年及び平成24年(全国学童保育連絡協議会調べ)>

利用者負担 (月額)	2007年調査	2012年調査
無料		7.7%
5,000 円未満	41.8%	34.5%
5,000～10,000 円未満	46.4%	48.0%
10,000～15,000 円未満	10.1%	7.7%
15,000～20,000 円未満	1.7%	2.0%
平均額	6,682 円	7,371 円

放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書の概要（平成25年12月25日）

1. 従事する者【従うべき基準】

○ 資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者（「児童の遊びを指導する者」）であって、研修を受講した者とすることが適当。（一定の経過措置等についても検討）

2. 員数【従うべき基準】

○ 異年齢の児童を同時かつ継続的に育成・支援する必要や安全面での管理が必要であることなどから、職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とすることが適当。

3. 児童の集団の規模【参酌すべき基準】

○ 児童の情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、児童の集団の規模はおおむね40人までとすることが適当。
※児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営することや、1つのクラブの中で複数の集団に分けて対応するよう努めることとし、国としてもおおむね40人規模のクラブへの移行を支援していくことが必要。

4. 施設・設備【参酌すべき基準】

○ 専用室・専用スペースは児童の生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペースと捉え、面積は、「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とすることが適当。

5. 開所日数・開所時間【参酌すべき基準】

○ 開所日数については、年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めることが適当。
○ 開所時間については、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めるものが適当。

6. その他の基準【参酌すべき基準】

○ 「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「秘密の保持に関すること」、「保護者・小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等について省令上に定めることが適当。

7. その他(基準以外の事項)

- 市町村は、クラブの定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん・調整等を行っていくことが必要。
- 利用ニーズの増加に対して、優先順位を付けて対応する場合の考え方としては、「ひとり親家庭の児童」、「虐待やDVのおそれがある場合など社会的養護が必要な児童」、「障害のある児童」、「低学年の児童など発達の観点から配慮が必要と考えられる児童」などが考えられる。
- 児童福祉法の改正により対象年齢が明確化されたことを踏まえ、市町村は、利用希望を把握した上で、必要な者が支援を受けられるよう提供体制の整備を進めていく責務がある。ただし、これは「事業の対象範囲」を示すものであり、個々のクラブにおいて6年生までの受入れを義務化したものではない。
- 「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」は、共に地域における放課後の児童の居場所であり、所管部局間等で放課後の児童の時間の時間の在り方について共通した認識を持ち、事業のより密接な連携等を推進することが望まれる。
- 障害のある児童が安心して生活できる環境となるよう、障害のある児童の受入体制の充実、強化を図っていくことが必要。
- 放課後児童クラブの基準により、質の改善を図るためには適切な財源の確保が必要。

社会保障審議会児童部会
放課後児童クラブの基準に関する専門委員会
報告書

～放課後児童健全育成事業の質の確保と事業内容の向上をめざして～

平成25年12月25日

目 次

はじめに	1
1. 基準の範囲・方向性について	
(1) 策定する基準の範囲・方向性について	2
(2) 放課後児童クラブの基本的な考え方	3
2. 具体的な基準の内容について	
(1) 従事する者【従うべき基準】	4
(2) 員数【従うべき基準】	6
(3) 児童の集団の規模【参酌すべき基準】	6
(4) 施設・設備【参酌すべき基準】	7
(5) 開所日数【参酌すべき基準】	9
(6) 開所時間【参酌すべき基準】	9
(7) その他の基準【参酌すべき基準】	10
3. その他の論点	
(1) 放課後児童クラブの利用手続について	10
(2) 対象年齢の明確化について	12
(3) 放課後子ども教室、児童館との連携等について	12
(4) 放課後児童健全育成事業として行わない類似の事業について	13
(5) その他	13
おわりに	14
【関連資料】	
「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」委員名簿	15
「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」開催経過	16

はじめに

- 我が国の合計特殊出生率は、平成 17 年に 1.26 と過去最低を更新し、その後は横ばい若しくは微増傾向にあるものの、平成 24 年も 1.41 と依然として低い水準にとどまっております、少子化が続いている。
- 平成 20 年に取りまとめられた社会保障国民会議最終報告では、希望と現実の乖離を解消するため、仕事と家庭の両立支援と子育て支援の充実を車の両輪として取り組むことが重要であると指摘されている¹。しかしながら、厚生労働省の調査によれば、独身男女の 9 割が結婚意欲を持っており、いずれ結婚する意志のある男女が持ちたいと考えている子どもの数は 2 人以上とされており²、なお、この希望が叶えられていない状況にある。
- このように少子化が深刻な問題となっている中、子どもを持ちたい夫婦が子どもを持てる社会、子ども達が安心して健やかに成長することのできる社会の実現を目指して、社会保障・税一体改革において、社会保障に要する費用の主な財源となる消費税の充当先が、現在の高齢者向けの 3 経費（基礎年金、老人医療、介護）から、社会保障 4 経費（年金、医療、介護、子ども・子育て）に拡大され、現役世代を含む全世代型の社会保障への転換が図られた。
- この子ども・子育て分野の受け皿となる、新たな次世代育成支援として、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子育て支援の充実のため、政府は子ども・子育て関連 3 法を国会へ提出し、法案は議員修正の上、平成 24 年 8 月に成立した³。子ども・子育て関連 3 法では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設や、認定こども園制度の改善のほか、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることとされており、放課後児童クラブ⁴もその一つとして位置付けられている。
- また、放課後児童クラブについては、子ども・子育て関連 3 法の中の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正により、事業の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされたほか、対象児童の明確化、市町村の関与の強化、市町村の情報収集の規定等が盛り込まれた⁵。

¹ 平成 20 年 11 月 4 日社会保障国民会議最終報告

² 第 14 回出生動向基本調査（2010 年）

³ 「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）」

⁴ 児童福祉法上の事業名は、「放課後児童健全育成事業」。放課後児童クラブガイドラインにおいて、「放課後児童クラブ」という用語が使用されている。

⁵ 本報告書参考資料 1 「放課後児童クラブの主な改正事項」。なお、現在、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45

- 本委員会は、本年5月に、新たに国が定める放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準等について検討を行うために設置され、基準等に関する事項について、7回にわたり議論を重ねてきたところであり、本報告書は、その検討の結果を取りまとめたものである。

1. 基準の範囲・方向性について

(1) 策定する基準の範囲・方向性について

- 放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童⁶に対して、学校の余裕教室や児童館等で、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業であり、平成9年の児童福祉法の改正により法律に位置づけられた。
- 放課後児童クラブのクラブ数と登録児童数は共に年々増加しており、平成25年においては、21,482か所、登録児童数889,205人と、調査開始年の平成10年と比較すると、クラブ数は約2.2倍、登録児童数は約2.6倍となっている。また、放課後児童クラブを利用できなかった児童数（いわゆる待機児童数）は、8,689人となっている⁷。
- 現在、国として事業のあるべき水準を示しているのは、放課後児童クラブガイドライン（平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）と国庫補助基準（「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（平成19年3月30日文科科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知））である。
- 放課後児童クラブは、これまで多様な形態で運営され、各地域におけるニーズを満たしてきたことから、今後、新たな基準を策定する上で、現に事業を行っている放課後児童クラブが着実に質の改善に向けた努力を積み重ねて行けるよう、全体的な質の底上げを図りつつも、一定の経過措置等の検討が必要である。
- なお、省令上の基準として定めるものとしては、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」（平成24年3月2日少子化社会対策会議決定）で示された内容（職員の資格、員数、施設、開所日数・開所時間）や、放課後児童クラブガイドラインで示されている集団の規模、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」の総則（一般原則等）に規定されている事項とすることが適当

号)の定めるところにより行うことができるものとされており、事業開始後の届出、都道府県知事の指導監督等の規制がかかっている（第二種社会福祉事業に係る規制。ただし、常時保護を受ける者が20人未満である事業は、社会福祉事業には含まれない。）。

⁶ 改正前の児童福祉法では、「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」とされており、改正後の児童福祉法では、「小学校に就学している児童」とされた。

⁷ 本報告書参考資料2「放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移」

である。また、今後、新たに作成するガイドライン等で示すべき主なものとしては、以下のものが考えられるので、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理していく必要がある。

- ・ 放課後児童クラブの具体的な機能・役割の明確化
(放課後児童クラブに通う児童への育成・支援の内容の明確化を含む。)
- ・ 資格要件としての研修科目・内容等
- ・ 児童と継続的な関わりを持つ経験を有する者における資格要件の考え方
- ・ 職員の資の向上のための体系的な研修制度の在り方、実施体制
- ・ 安全管理、おやつ等によるアレルギー対策等の運用上の留意点
- ・ 障害のある児童の受入体制
- ・ 被虐待児、養育困難家庭など特別な支援を必要とする家庭の児童への対応

(2) 放課後児童クラブの基本的な考え方

- 本委員会は放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準について検討する場であるが、まず、基準の検討に当たっては、「放課後児童クラブの提供すべきサービス・特性とは何か」という点について検討し、以下のように整理した。

- ・ 放課後児童クラブは、児童福祉法に定めるとおり「授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」ことを目的とする事業である。その事業の基準は、改正児童福祉法第34条の8の2に規定されたとおり、「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。」
- ・ また、放課後児童クラブは、これまで多様な形態により運営されてきているが、特に、保護者が昼間家庭にいない児童にとって、放課後に安心して過ごせる生活の場としての機能を重視して運営されている実態が見受けられる。
- ・ したがって、放課後児童クラブに求められる機能としては、児童と保護者が安心して利用できる居場所として相応しい環境を整備していくことが適当である。そのためには、安全面に配慮し、児童が自らの危険を回避できるよう自己管理能力を育てていくとともに、児童の発達段階に応じた主体的な生活や遊びが可能となるよう支援を行うことが適当である。また、放課後児童クラブにおける児童の様子を家庭に伝え、日常的な情報交換を行うことにより児童を見守る視点を家庭と放課後児童クラブとで補い合うことで、保護者が安心して子育てと就労を両立できるよう支えることが適当である。放課後児童クラブは、こうした機能・役割を持って、児童の発達・成長と自立を促し、健全な育成を図る事業であるということを確認に位置付けるべきである。

- ・このため、省令の冒頭に事業や基準の目的について記載するとともに、放課後児童クラブの具体的な機能、役割については、上記の点を踏まえ、現行の放課後児童クラブガイドラインの内容を基本として、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理し、新たに作成するガイドライン等により明確化することが適当である。

- 上記（１）（２）を踏まえ、２．に具体的な基準の内容について示した。

2. 具体的な基準の内容について

- 改正後の児童福祉法第 38 条の 8 の 2 第 2 項では、「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの」（従うべき基準）⁸とされ、「その他の基準については、厚生労働省令で定める基準を参酌するもの」（参酌すべき基準）⁹とされたため、この整理に従って具体的な基準の検討を行った。

（１）従事する者【従うべき基準】

- 現在、放課後児童クラブガイドラインでは、放課後児童クラブには放課後児童指導員を配置することとされており、その放課後児童指導員は、「児童の遊びを指導する者」（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条で定める児童厚生施設に置かなければならない者）」の資格を有する者が望ましいとされている。放課後児童指導員として業務に従事している者のうち、「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者は、約 74%となっている¹⁰。
- これまでも全国の放課後児童クラブでは、このような職員によって運営されてきた現状を踏まえ、放課後児童クラブに置くべき有資格者は、これまで国が放課後児童クラブガイドラインで望ましいものとして示してきた「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とすることが適当である。
- ただし、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、適切な遊び及び生活の場を与える放課後児童クラブと、児童厚生施設とでは、児童との関わり方の観点等から求められる知識や職務の内容が異なるため、基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を補完するための研修を制度化することが適当である。

⁸ 「従うべき基準」とは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない基準を指す。

⁹ 「参酌すべき基準」とは、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準を指す。

¹⁰ 本報告書参考資料 3 「放課後児童指導員の資格の状況」

- このため、省令上の資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者¹¹であって、上述のような知識・技能を習得するための研修を受講した者とするのが適当である。
- 子ども・子育て支援法において、都道府県は「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を定めることとされ、その計画の中で、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び質の向上のために講ずる措置に関する事項を定めるものとされた。このような点に鑑み、有資格者となるための研修については、原則として都道府県が実施することが適当である。なお、都道府県から委託を受けた者が実施することも可能とすべきである。
- 研修科目については、「児童の遊びを指導する者」の要件に該当している者であっても、これまでの児童への関わり方や学んできた科目が異なるため、具体的な内容については別途検討が必要である。他の事業でも、科目の一部を免除することができるようにされている研修があり¹²、こうした方法も参考にしつつ、研修科目・内容について検討していく必要がある。
- 有資格者となるための資格要件の1つとしては、上述のとおり「児童の遊びを指導する者」を基本とするものの、「放課後子ども教室」に継続的に従事していた者など、児童と継続的な関わりを持った経験のある者についても、有資格者となるための資格要件の1つに加えることも考えられる。その場合、児童福祉事業の資格として定めるものであることにも留意しつつ、どのような者を認めていくか、引き続き検討が必要である。
- なお、子ども・子育て支援新制度の施行後、現に事業を行っている放課後児童クラブが着実に質の改善に向けた努力を積み重ねて行けるよう、全体の質の底上げを図りつつも、一定の経過措置等の検討が必要である。
- また、児童と関わる者はなるべく高い知識と資質を有することが望ましいが、児童が社会性豊かな人間として成長していくためには、様々な経験を持った地域の人材が放課後児童クラブの児童と積極的に関わってもらうことにも意義があるため、必ずしも業務に従事する者全員に資格を求める必要はないと考える。したがって、有資格者でない者も業務に従事することを可能とすることが適当である。

¹¹ 本報告書参考資料4「『児童の遊びを指導する者』の基準」

¹² 例えば、養育里親となるために受講する研修では、児童養護施設等において現に児童を処遇する職員として勤務している者等に対しては、相当と認められる範囲で、科目の一部を免除することができるものとされている（第4回専門委員会資料3、第6回専門委員会資料1）。

- ただし、有資格者以外の者についても、放課後児童クラブに従事するに当たって、最低限必要な知識等をもって職務に当たることが望ましいため、新たに作成するガイドライン等で着任時の研修の受講を推奨することが適当である。また、職員の質の向上のために体系的な研修制度を整備していくべきであり、今後、現任研修についても体制を整備していくべきである。これらについては、実施体制も含めた検討が必要である。
- なお、放課後児童クラブに従事する有資格者は児童の遊びの指導のみならず児童の生活の指導・支援を行うことに鑑み、その名称については実態に即したものとすることを検討すべきである。また、同様の趣旨から児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に定める「児童の遊びを指導する者」の規定についても同様に実態に即したものとすることが考えられる。

(2) 員数【従うべき基準】

- 現在、放課後児童クラブガイドラインや国庫補助基準では職員の員数は定められていないが、約95%のクラブで複数の職員が配置されている¹³。
- 放課後児童クラブは、異年齢の児童を同時にかつ継続的に育成・支援する必要があること、怪我や児童同士のいさかいへの対応など安全面での管理が必要であること、多くは職員のみで運営されており管理者等が業務を代替することができないことから、職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とするのが適当である。
- また、職員は2人以上配置することを原則とするが、小規模のクラブ（20人未満のクラブ）については、複数配置されていないクラブも多く見られ、（9人以下のクラブの約40%、10人～19人のクラブの約15%¹³）、小規模のクラブのすべてに専任の職員の複数配置を求めることは困難を伴うことが考えられる。
- このため、小規模のクラブについては、職員の員数は2人以上の配置を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、1人でも可とすることが適当である。ただし、この場合の専任の職員は有資格者であることが適当である。

(3) 児童の集団の規模【参酌すべき基準】

- 現在、放課後児童クラブガイドラインでは、「集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい」、「1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること」とされている。現状では、児童数が35人までのクラブは8,709か所（40.5%）、36人～45人のクラブは4,945か所（23.0%）、46人～55人のクラ

¹³ 本報告書参考資料5「児童数の規模別にみた指導員数の割合」

ブは 3,341 か所 (15.6%)、56 人以上のクラブは 4,487 か所 (20.9%) となっている¹⁴。

- 規模については、児童の情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、どの程度の人数規模が望ましいのかという「子どもの視点」が重要であり、児童が相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、職員が個々の児童と信頼関係を築いたりするという観点では、おおむね 40 人までが適当と考えられる。このため、児童の集団の規模はおおむね 40 人までとすることが適当である。
- ただし、大規模クラブも少なからず存在している実態や利用児童数が増加傾向にあることに配慮すれば、児童数がおおむね 40 人を超えるクラブについては、これまで国の方針として取り組んできたとおり複数のクラブに分割して運営することや、分割して運営する方法に依り難い場合には、児童の安全を確保できる体制の下で、地域の実情に応じて1つのクラブの中で複数の児童の集団に分けて対応するよう努めることとし、国としてもおおむね 40 人規模のクラブへの移行を支援していくことが必要である。
- 「児童数」の考え方について、放課後児童クラブは、毎日利用する児童と週のうち何日かを利用する児童との双方が考えられる事業であることから、毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち何日かを利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当である。

(4) 施設・設備【参酌すべき基準】

① 専用室・専用スペース

- 現在、放課後児童クラブガイドラインや国庫補助基準では、専用の部屋又は間仕切り等で仕切られた専用スペースを確保することとされている。また、放課後児童クラブガイドラインでは、児童 1 人当たりおおむね 1.65 m²以上の面積を確保することが望ましいとされており、現状では、1.65 m²以上の専用室又は専用スペースを確保しているクラブは約 75% (16,160 か所) となっている¹⁵。
- 放課後児童クラブの専用室・専用スペースは児童の生活の場であるとともに、活動の拠点でもある。児童の活動は様々な場所での活動へ広がっていくものであり、児童の活動の場としては他の様々な場所や施設（例えば、学校施設や児童館、公園等）も利用することが考えられる。このため、専用室・専用スペースは、生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、放課後児童クラブの児童が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペースと捉えること

¹⁴ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ。(平成 25 年 5 月 1 日現在)

¹⁵ 本報告書参考資料 6 「専用スペースの設置状況について」

が適当である。

- 上記の考えに基づき、事業を実施するに当たっての活動拠点である専用室・専用スペースを設ける際の面積については、児童1人当たり1.65㎡以上を確保することを基本とした上で、全体的な質の底上げを図りつつも、現状では、児童1人当たり1.65㎡を満たしていない約25%のクラブが、今後着実に質の改善に向けた努力を積み重ねて行けるよう、現行の放課後児童クラブガイドラインと同様に「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とすることが適当である。
- なお、面積要件の算定の基礎となる「児童数」についても、「児童の集団の規模」と同様¹⁶、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当である。
- さらに、児童の生活の場として機能するためには、面積要件のみならず、事業の目的や機能から見た考え方を示すことも必要である。例えば、安全性が確保されていること、児童が自らの生活の場として認識できること、整理整頓・清潔の維持等の基本的な生活の行為ができる環境であることなどが考えられる。
- また、放課後子ども教室と一体的に事業を実施する場合や児童館で実施する場合など、放課後児童クラブの児童とそれ以外の児童が同じ部屋で過ごす場合も想定されるが、放課後児童クラブが生活の場であるということに鑑みると、専用室・専用スペースは、放課後児童クラブの対象となる児童が生活する上で支障を及ぼさない場所と考えることが適当である。ただし、放課後児童クラブを利用しない児童と共に遊びや生活の時間を過ごすことは、児童の健全な育成を図る観点からむしろ望ましい場合もあることから、各クラブの実情に応じ、そうした専用室・専用スペースの運用も可能とすることが考えられる。

② その他

- その他の設備としては、現在、放課後児童クラブガイドラインでは、子どもの体調が悪いときなどに休息できる静養スペースを設けることとされており、現状では、静養スペースを設けているクラブは約65%（13,978か所）となっている¹⁷。また、施設・設備については、衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えることとされている。
- 放課後児童クラブは、保護者が昼間家庭にいない児童に対して生活の場を提供するものである以上、体調が悪くなったときに休息できる場所は必要であるため、

¹⁶ 7ページ参照

¹⁷ 本報告書参考資料7「静養スペースの設置状況について」

静養スペースを設けることが適当である。なお、静養スペースの設置の方法は、児童の安全、健康、衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に応じたものとすべきである。

- このほか、児童福祉法の改正により対象児童の範囲が明確化されたことに伴う高学年の受け入れに当たっては、例えば、対象年齢に相応しい遊具、図書等の備品等についても適切に対応することが望ましい。

(5) 開所日数【参酌すべき基準】

- 現在、放課後児童クラブガイドラインでは、開所日は「子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること」とされている。また、国庫補助基準では、「放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、年間250日以上開所すること」とされている。ただし、ニーズ調査の結果、実態として250日以上開所する必要がないクラブについては、特例として200日以上でも国庫補助の対象とされている。
- 現状では、250日以上開所しているクラブは約95%（20,515か所）、200日以上開所しているクラブはほぼ100%（21,461か所）となっている¹⁸。
- 開所日数については、地域の実情に応じてその在り方を考えるべきであるが、国が新たに基準を定める際には一定の数値は盛り込むべきであると考えられる。このため、開所日数は、現状の実態や国庫補助基準等を参考に、おおむね平日の授業日に学校の長期休業日を加えた数である年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとするのが適当である。

(6) 開所時間【参酌すべき基準】

- 現在、放課後児童クラブガイドラインでは、開所時間は「子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること」とされ、休日の開所時間はこれに加えて「保護者の就労実態等をふまえて8時間以上開所すること」とされている。また、国庫補助基準では、平日の開所時間は「1日平均3時間以上」、休日は「子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上開所すること」とされている。
- 開所時間別のクラブの割合を推計すると、平日については、約75%（16,145か所）のクラブが5時間以上開所しているものの、各クラブの開所時間数にはばらつきがみられる。休日については、ほぼ全てのクラブ（21,021か所）で8時間以上開所して

¹⁸ 本報告書参考資料8「開所日数の状況について」

いる¹⁹。

- 開所時間も開所日数と同様、国が新たに基準を定める際には一定の数値は盛り込むべきであると考え、現状の実態や国庫補助基準等を参考に、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとするのが適当である。
- 開所時間については、いわゆる「小一の壁」の解消に向けて、保育所を利用する家庭が就学後も引き続き仕事と子育てを両立できるよう、今後の政府や企業等における子育てのための短時間勤務制度等の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備やワーク・ライフ・バランスのための取り組みを図りつつ、子ども・子育て支援新制度の計画作成に当たって市町村が把握する保護者の利用希望も勘案し、各クラブが地域の実情に応じて開所時間を設定することが必要であり、国としても支援していくことが必要である。
なお、児童の健全育成上の観点にも配慮した開所時間の設定が必要である。

(7) その他の基準【参酌すべき基準】

- 上記(1)から(6)までの基準のほか、放課後児童クラブの適正な運営を確保し、質の向上を図るため、他の児童福祉事業等で定められている基準の内容等を参考とし、省令上の基準とすべき事項について検討が必要である。
- 本委員会では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の総則(一般原則等)に規定されている事項等を踏まえ、「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「秘密の保持に関する事」、「保護者、小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等について省令上に定めることが適当であると整理した。
- 特に、児童が安全に健やかに過ごすためには、児童への暴力や不公平な取扱いがないよう、児童等の権利擁護や放課後児童クラブの運営における職員の倫理に関する規定を遵守することが重要であり、基準上にも位置付けるべきである。
- このほか、安全管理、おやつ等によるアレルギー対策等の運用上の留意点等について、今後、新たに作成するガイドライン等で示していくべきと考える。

3. その他の論点

(1) 放課後児童クラブの利用手続について

- 放課後児童クラブの利用手続については、児童福祉法に特段の定めがないため、利用申込先や利用決定機関が市町村となっているところとクラブとなっているところ

¹⁹ 本報告書参考資料9「開所時間の状況について(推計)」

があり様々である²⁰。

○ このような実態を踏まえると、国が一律に利用手続の方法を示すのではなく、これまでどおり、地域の実情に応じて市町村が適切に利用手続を定め、実施することが適当である。

○ 一方で、今般の児童福祉法の改正により、放課後児童クラブを含む子育て支援事業について、市町村は、必要な情報の収集を行うこととされ、情報の集約が求められることとなった。したがって、市町村は、各クラブの協力を得て、放課後児童クラブの利用を希望する保護者等に対し、必要な情報を提供することが適当である。

①あっせん・調整等について

○ 上記を踏まえ、市町村はクラブの定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん・調整等を行っていく必要がある²¹。

○ あっせん・調整等を行う場合としては、保護者から求めがあった場合のほか、待機児童が発生した場合に、クラブと市町村とが密接に連携し、その保護者に対し、定員に達していないクラブを紹介する等の方法が考えられる。

○ なお、児童が放課後を過ごす場としては、放課後児童クラブのほか、放課後子ども教室、児童館など多様な居場所があることに留意することが必要である。

②優先利用について

○ 放課後児童クラブの対象は、児童福祉法上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされているが、就労等により昼間に保護者のいない家庭の様態は多種多様であり、地域によっては、児童の受け入れに当たって、対象となる児童のうちどの児童から受け入れていくかについて、優先順位を付けて受入れを実施しているところもある。

○ 市町村は放課後児童クラブの提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては、優先順位を付けて対応することも考えられる。優先的に受け入れるべき児童の考え方としては、子ども・子育て支援新制度における保育の優先利用の考え方や、放課後児童クラブガイドラインの記載を参考に、例えば以下のよう

²⁰ 利用の申込みについて、市町村が窓口となっている場合が約4割、各クラブが窓口となっている場合が約6割となっている。利用の決定について、市町村が利用決定している場合が約6割、各クラブが利用決定している場合が約4割となっている。(厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ。第3回専門委員会資料1)

²¹ 改正後の児童福祉法では、クラブは市町村が行う情報の収集、あっせん、調整及び要請に対しできる限り協力しなければならないとされている。

な対象者が考えられるが、詳細については、各地域における実情等も踏まえた上で、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理し、国として例示を示すべきである。

- ・ひとり親家庭の児童
- ・生活保護世帯の児童
- ・生計中心者の失業により就労の必要性が高い家庭の児童
- ・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な児童
- ・障害のある児童
- ・低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童 など

(2) 対象年齢の明確化について

- 児童福祉法の改正により、6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたことも踏まえ、子ども・子育て支援新制度では、市町村は、支援に係る利用希望を把握した上で、事業の量の見込みと提供体制の確保の内容等を盛り込んだ事業計画を策定し、事業等を計画的に実施することで、必要な者が支援を受けられるよう整備を進めていくことが必要である。
- ただし、児童福祉法上の対象年齢は、「事業の対象範囲」を示すものであり、児童の発達や成長・自立に応じた利用ができるように、個々のクラブにおいてすべて6年生までの受入れを義務化したものではない。また、児童が放課後を過ごす場としては、放課後児童クラブのほか、放課後子ども教室、児童館など多様な居場所があることに留意することも必要である。

(3) 放課後子ども教室、児童館との連携等について

- 放課後児童クラブ以外にも、放課後子ども教室や児童館など、放課後の児童の居場所を確保するための事業等が行われている。
- 厚生労働省では、文部科学省と連携して、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的にあるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）を推進している。放課後子ども教室と連携しているクラブは約30%（6,402か所）²²であり、年々増加している。
- また、児童厚生施設（児童館・児童センター）で実施しているクラブは約13%（2,742か所）であり、学校で実施しているものの次に多い。児童館ガイドライン（平成23年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）では、児童館で放課後児童クラブを実施する場合の留意点が示されており、児童館に来館する児童と放課後児童クラブに在籍する児童が共に過ごすことができるよう遊びや活動に配慮することな

²² 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ（平成25年5月1日現在）。

どが示されている。

- これらの事業等と連携し一体的に実施されている場合でも、放課後児童クラブが「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」事業であり、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童の生活の場であることに鑑みた運用上の配慮が必要である。
- さらに、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」は、共に地域における放課後の児童の居場所であり、所管している厚生労働省と文部科学省、または自治体における所管部局間等で放課後の子どもの時間の在り方について共通した認識を持ち、事業のより密接な連携等を推進することが望まれる。

(4) 放課後児童健全育成事業として行わない類似の事業について

- 児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」として事業を実施する場合には、児童福祉法に基づく事前の届出を行い事業を実施することとなるが、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」としては事業を実施しない類似の事業については、児童福祉法上の規制にかかわらず運営することが可能となっている。
- ただし、放課後児童クラブの利用を希望する保護者が、そのクラブが児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」か、本事業の類似の事業であるかを正確に理解した上で、適切に選択できるようにすることが重要であるため、例えば、市町村において届出対象事業者の一覧を作成し、情報提供する等の運用上の工夫が必要である。

(5) その他

- 障害のある児童を受け入れている放課後児童クラブ数、受入児童数は年々増加しており、現状、11,050 か所（約 51%）、25,338 人となっている²³。
- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に掲げる基本理念に沿って、障害のある児童も障害のない児童も日々の生活や遊びを通して共に育ち合うことが大切であるため、障害のある児童が安心して生活できる環境となるよう、障害のある児童の受入体制の充実、強化を図っていくことが必要である。
- また、放課後児童クラブでは、児童の心身の状態、養育の状態について日々の生活の中から観察し、虐待の早期発見に努めることが必要である。被虐待児や養育困難家庭の児童など特別な支援を必要とし、福祉的な介入が必要と考えられるケースについては、児童相談所や市町村の児童福祉・母子保健担当部署等との連携を図ることが必要である。このため、放課後児童クラブについても要保護児童対策地域協議会の構成

²³ 本報告書参考資料 10 「放課後児童クラブにおける障害児の受入推進について」

員として継続的な関わりが持てるよう、今後検討していくべきである。

おわりに

- 本報告書は、本委員会における議論を基に、省令上の基準として定める事項のほか、新たに作成するガイドライン等で示すべき事項、今後取り組んでいくことが期待される事項について、放課後児童クラブの基準に関連する内容について取りまとめたものである。
- これらの基準により市町村が放課後児童クラブの質の改善を図るためには適切な財源の確保が必要である。
- 厚生労働省には、本報告書を踏まえた省令の立案や運用面の改善など必要な対応を取ることにより、放課後児童クラブの質の確保と事業内容の向上を求めるものである。

関連資料

「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」委員名簿

(平成 25 年 12 月 25 日現在)

いしざき 石崎	しょうえい 昭衛	新潟県北蒲原郡聖籠町保健福祉課長
おぎ 尾木	まり まり	有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長
かしわめ ◎柏女	れいほう 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
かわつな 川綱	しんじ 新二	文京区柳町児童館館長
さいとう 齋藤	のりこ 紀子	横浜市こども青少年局青少年部放課後児童育成課長
ささがわ 笹川	あきひろ 昭弘	松戸市子ども部子育て支援課長
なかがわ 中川	いちろう 一良	公益社団法人京都市児童館学童連盟常務理事、 健全育成・子育て 支援統括監
のなか 野中	けんじ 賢治	鎌倉女子大学非常勤講師
ほりうち 堀内	ともこ 智子	静岡県健康福祉部理事（少子化対策担当）
まつむら 松村	さちこ 祥子	放送大学教授
よしはら 吉原	けん 健	社会福祉法人東京聖労院参与 (前港区立赤坂子ども中高生プラザ館長)

(五十音順、敬称略)

【注】◎は委員長

「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」開催経過

回数	開催年月日	議事内容
第1回	平成25年5月29日	○委員長の選任 ○今後の進め方について ○放課後児童クラブの現状について ○フリートーキング
第2回	平成25年6月26日	○放課後児童クラブの基準について ○その他
第3回	平成25年7月24日	○放課後児童クラブの基準について ○その他
第4回	平成25年9月30日	○関係団体からのヒアリング ○その他
第5回	平成25年10月23日	○放課後児童クラブの基準について（これまでの議論を踏まえた更なる検討） ○その他
第6回	平成25年11月11日	○放課後児童クラブの基準について（これまでの議論を踏まえた更なる検討） ○その他
第7回	平成25年12月11日	○報告書（案）について ○その他

参考資料 1

放課後児童クラブの主な改正事項

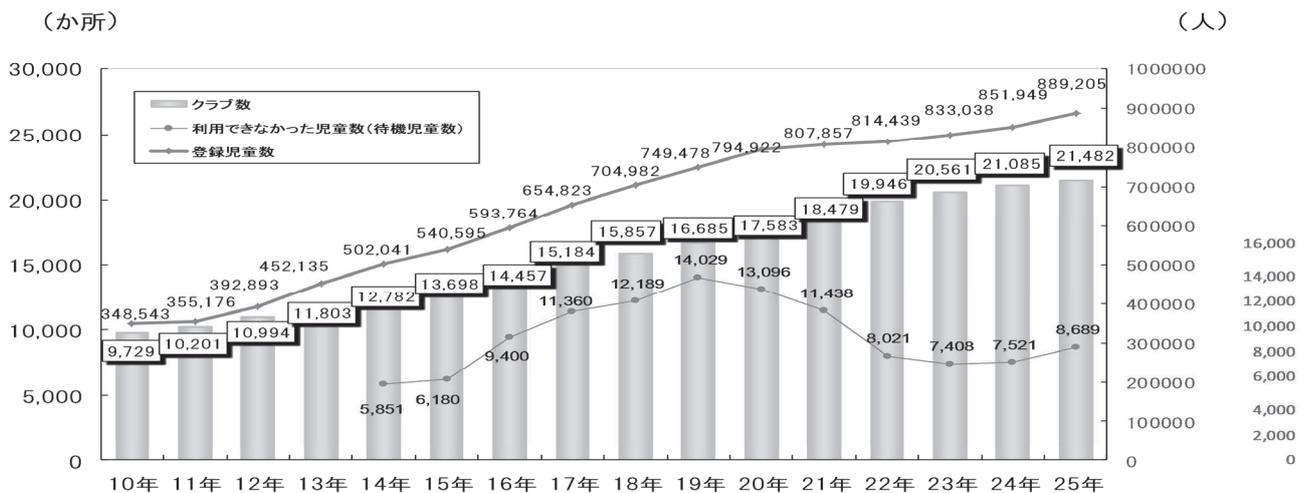
	現行	新制度施行後
対象児童	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 ※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知する。(衆/参・附帯決議)
設備及び運営の基準	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 [従事する者及び員数...従うべき基準] [施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準]
市町村の関与	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など [届け出先:都道府県]	事業開始前の事前の届け出など [届け出先:市町村]
市町村の情報収集	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供
事業の実施の促進	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など)の貸付け等による事業の促進
計画等	・「市町村行動計画」の策定。 ・総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務	・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 ・区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 ・総合的かつ計画的に事業を実施する責務 ※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。(参・附帯決議)
費用負担割合	 <p>※総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のうえ予算計上している。</p>	 <p>※質の改善にかかる費用について、事業主拠出金は充当しない。 (平成24年3月2日少子化社会対策会議決定) ※放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、所要の措置を講ずる。(子ども・子育て支援法附則第2条第3項) ※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める。(同法附則第3条) ※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示す。(参・附帯決議)</p>

参考資料 2

放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

平成25年では、クラブ数は2万1,482か所、登録児童数は88万9,205人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約2.2倍、児童数は約2.6倍となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は、8,689人(最大の19年に比べて約6割)となった。

[参考:クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]

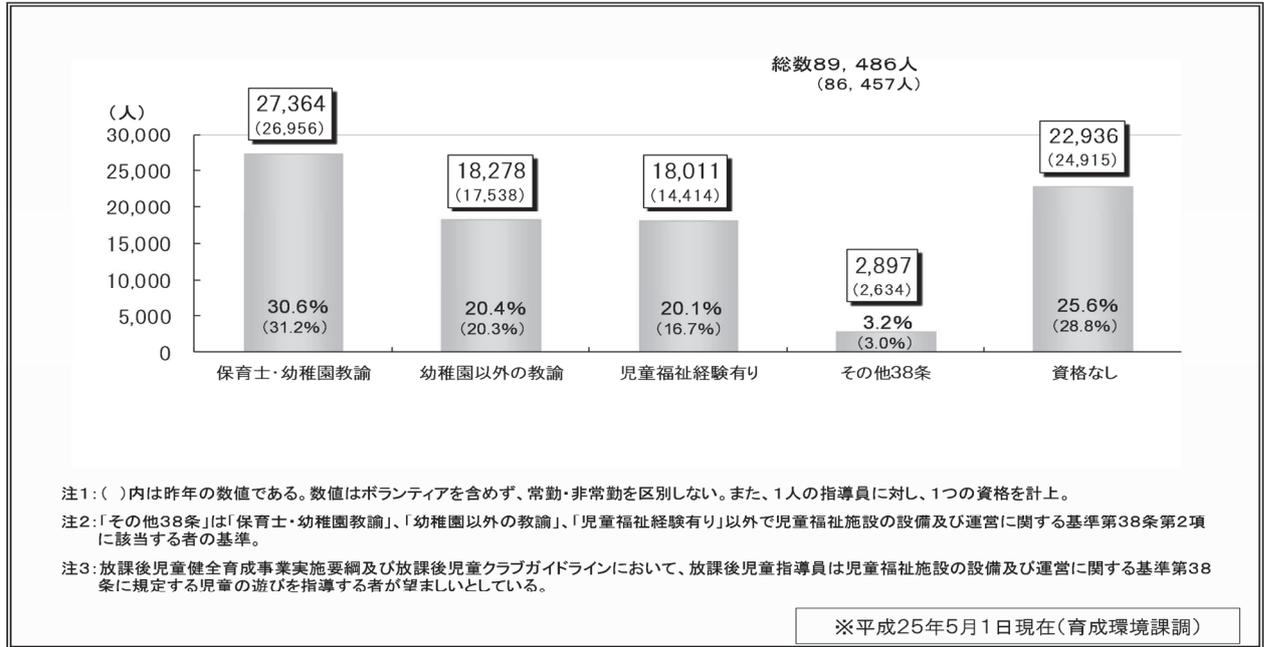


※各年5月1日現在(育成環境課調)

参考資料 3

放課後児童指導員の資格の状況

○ 放課後児童指導員は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者が望ましいとしているが、約25%は、資格なしとなっている。



参考資料 4

「児童の遊びを指導する者」の基準 (「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条)

- ・ 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ・ 保育士
- ・ 社会福祉士
- ・ 高卒等の者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- ・ 教員免許を有する者(幼稚園、小学校、中学校、高校)
- ・ 大学・大学院で社会福祉学、心理学等の課程を修めて卒業し、児童厚生施設の設置者が適当と認めた者等

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)
(職員)

第三十八条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

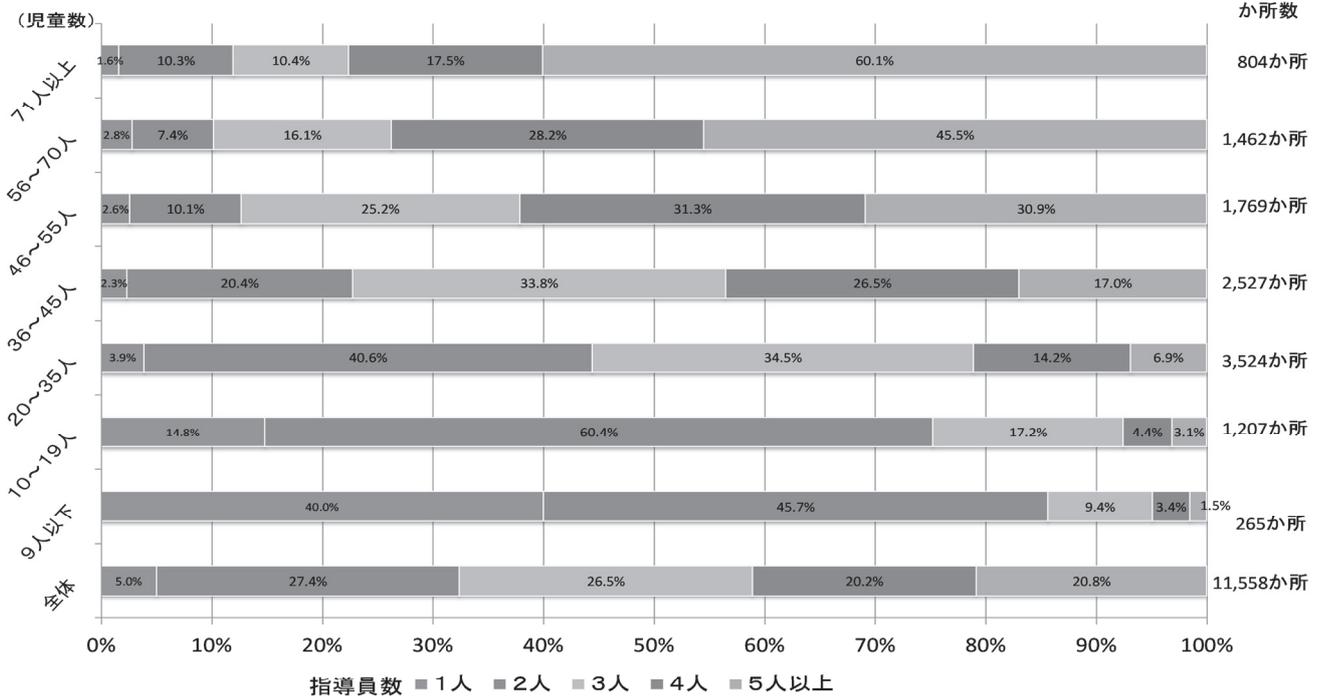
2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 保育士の資格を有する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- 六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事)が適当と認めたもの
 - イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
 - ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

参考資料5

(参考)

児童数の規模別にみた指導員数の割合



※平成24年10月3日16時頃に從事していた者の数・登録児童数(育成環境課調べ)

N=11,558か所

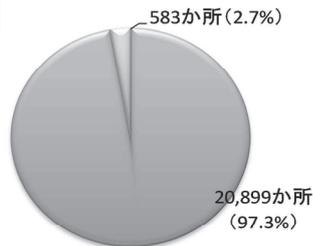
参考資料6

専用スペースの設置状況について

- 現状では、ほぼすべてのクラブが専用スペースを確保している。
- 約8割のクラブで児童1人当たり1.65㎡以上のスペースを確保している。

専用スペースの設置状況

N = 21,482か所



- 専用スペース有り
- 専用スペースなし

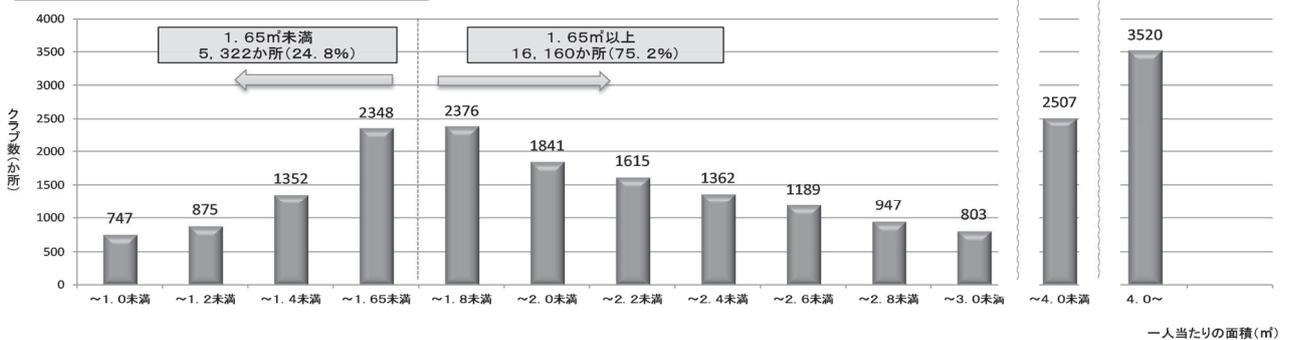
※ここでの「専用スペース」とは、放課後児童クラブの実施時間に専用で利用できる部屋又はスペースをいう。

※平成25年5月1日現在(育成環境課調)

児童1人当たりの面積

N = 21,482か所

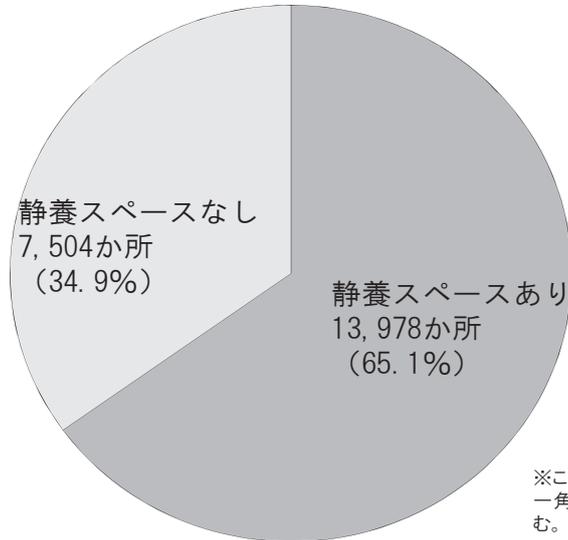
※平成25年5月1日現在(育成環境課調)



参考資料7

静養スペースの設置状況について

○ 現状では、6割強のクラブが静養スペースを確保している。



※ここでの「静養スペース」とは、専用室等の一角を間仕切り等して、休息できる空間を含む。

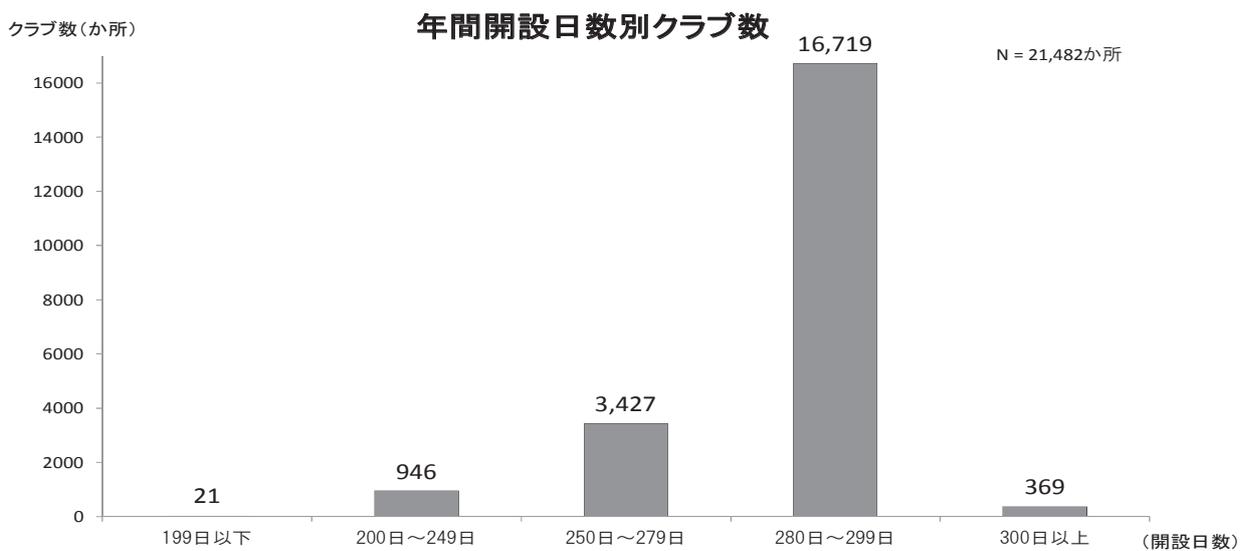
N = 21,482か所

※平成25年5月1日現在(育成環境課調)

参考資料8

開所日数の状況について

○ 現状、ほとんどのクラブが250日以上開所しており、280日以上開所しているクラブは約8割となっている。



N = 21,482か所

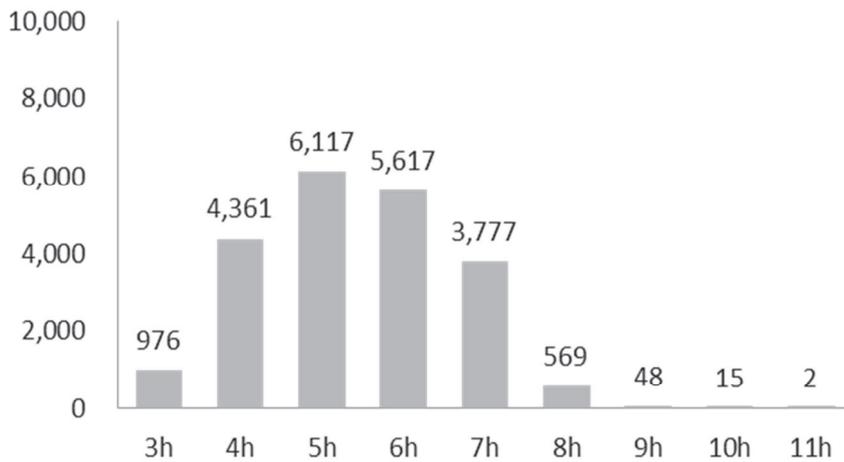
※平成25年5月1日現在(育成環境課調)

参考資料 9

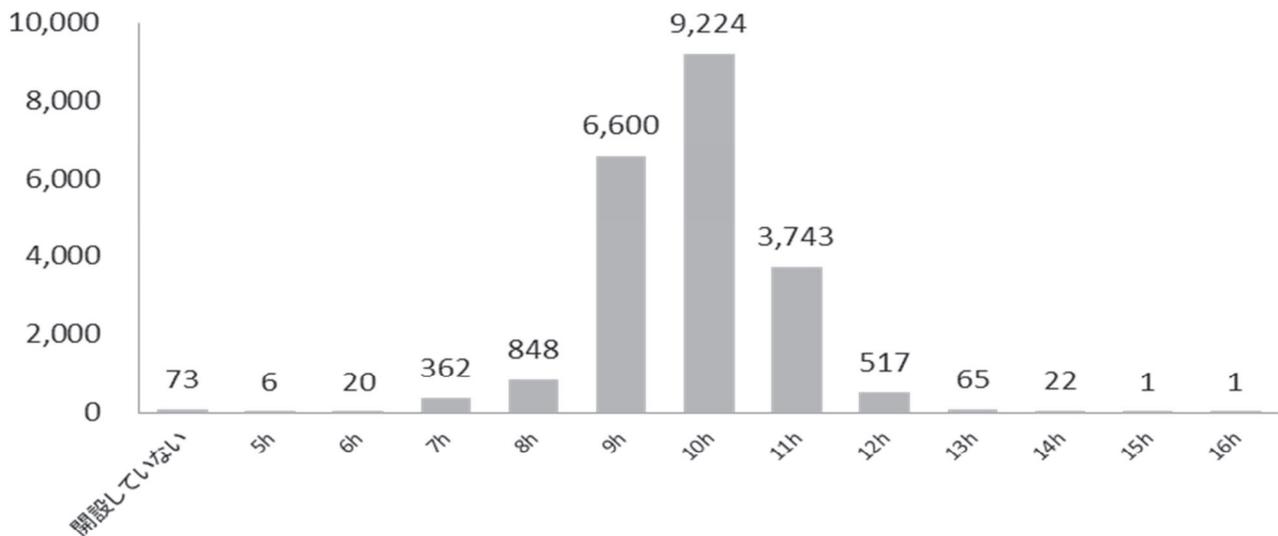
開所時間の状況について（推計）

- 平日について、75%のクラブが5時間以上開所しているものの、各クラブごとの開所時間数にはバラツキがある。
 - 休日について、ほぼ全てのクラブで8時間以上開所している。
- *各クラブの開所時刻、終了時刻を基に開所時間数を推計。（平成25年5月1日現在、育成環境課調べ）

平日



休日



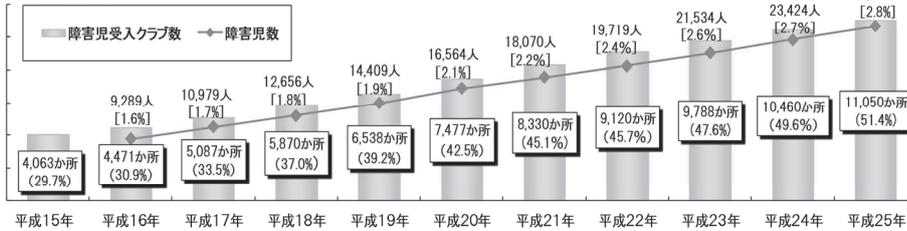
参考資料 10

放課後児童クラブにおける障害児の受入推進について

【障害児受入クラブ数及び障害児数の現状及び推移】

- 障害児の受入クラブ数及び受入児童数は、年々、着実に増加。※平成25年5月現在 11,050クラブ、25,338人
- 平成25年においては、障害児受入クラブ数及び障害児数ともに、調査開始時と比較して2.7倍以上に増加。

(単位:か所、人)



(注1)各年5月1日現在(育成環境課調)
 (注2) ()内は、全クラブ数に占める割合、[]内は全登録児童数に占める割合
 (注3)クラブ数は平成15年から、障害児数は平成16年から調査

【障害児の受入推進のための国の補助】

<運営費>

○ 放課後児童クラブに対し運営経費に係る補助を実施しているが、障害児を受入れるクラブには、個々の障害の程度等に応じた適切な対応が必要なことから、専門的知識等を有する指導員を配置するために必要な経費を、**上乘せ補助**している。

※1クラブ当たり加算補助額(年額) 1,608千円(平成25年度予算)

<整備費>

○ 障害児を受入れるために必要なバリアフリー等の改修経費についても**別途補助**。

※補助額:1,000千円(平成25年度予算)

[障害児受入推進に係る補助事業の沿革]

平成13年度 障害児受入促進試行事業の創設

[障害児を4人以上受入れるクラブへの加算]

平成15年度 人数要件の緩和[障害児4人以上→2人以上]

平成18年度 人数要件の撤廃[障害児2人以上→1人以上]

平成20年度・市町村が認めた専門的知識等を有する指導員

を各クラブに配置する補助方式へ変更

・1クラブ当たり加算補助額(年額)の大幅な増

687千円→1,421千円

児童館ガイドラインについて

趣 旨

- 児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すもの。
- 本ガイドラインを参考にして、常に児童館における活動や運営の向上を図る。

ガイドラインの概要

「児童館ガイドラインについて」(平成23年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

1. 理念と目的

- ① 理念: 「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」という児童福祉法の理念に基づき、それを地域社会の中で具現化する児童福祉施設。故に保護者をはじめとする地域の人々と共に子どもの育成に努めなければならない。
- ② 目的: 18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成する。

2. 機能・役割

- ① 発達の増進
子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達の増進を図ること。
- ② 日常の生活の支援
子どもの遊びの拠点と居場所となり、子どもの活動の様子から必要に応じた家庭や地域の子育て環境の調整を図ることにより、子どもの安定した日常生活を支援すること。
- ③ 問題の発生予防・早期発見と対応
子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題の発生を予防し、早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。
- ④ 子育て家庭への支援
子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。
- ⑤ 地域組織活動の育成
地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

3. 活動内容

- ① 遊びによる子どもの育成
- ② 子どもの居場所の提供
- ③ 保護者の子育ての支援
- ④ 子どもが意見を述べる場の提供
- ⑤ 地域の健全育成の環境づくり
- ⑥ ボランティアの育成と活動
- ⑦ 放課後児童クラブの実施
- ⑧ 配慮を必要とする子どもの対応

4. 家庭・学校・地域との連携

- ① 家庭との連携
・子どもの活動の様子等から必要がある場合は、継続的に援助・支援。
- ② 学校との連携
・問題発生時速やかに適切な対応が取れるよう、情報交換と連絡体制を整備。
- ③ 地域との連携
・地域住民への情報提供や利用の働きかけにより、連携・協力関係を構築。

5. 職員

- ① 館長
運営統括、児童厚生員の指導、他組織との連携、相談・問題解決等に努める。
- ② 児童厚生員
地域の子育ての実態把握、子どもの成長支援・援助、育成環境の整備、児童虐待防止等に努める。

6. 運営

- ① 設備: 集会室・遊戯室等児童館活動を実施するための設備・備品を備える。
- ② 運営主体: 子ども福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤により、継続的・安定的に運営できるように努める。
- ③ 運営管理: 利用する子どもの把握・保護者との連絡、運営協議会等の設置、運営管理規程の定めと法令遵守、安全・防災対策等を行う。
職員については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規程する「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者を2人以上置くこと。

事務連絡
平成21年12月22日

都道府県
各 指定都市 児童委員、主任児童委員事務担当者 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

円滑な児童委員・主任児童委員活動について(依頼)

児童委員、主任児童委員活動の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待をはじめ、いじめや不登校、少年非行等、支援を必要とする子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化している中、児童委員・主任児童委員は、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援活動を行う地域のボランティアとして活動を行っており、児童委員・主任児童委員に対する期待は高まっています。

子育て家庭等が必要な時に児童委員・主任児童委員へ相談できる環境づくりが求められているところあり、子育て家庭に「児童委員・主任児童委員」制度を周知し、児童委員・主任児童委員についての理解を広げることが重要であると考えています。

このため、今般、平成21年12月21日付け雇児母発1221第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知により、母子健康手帳の任意様式に児童委員・主任児童委員の活動についての記述を盛り込んだところです(別紙参照)。

管内市区町村及び関係機関等に御周知いただき、地域住民に対して、児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるようご配慮願います。

また、児童委員・主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であることから、各自治体におかれましては、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いいたします。

(本件担当)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
育成環境課育成環境係
TEL03-5253-1111 内7908、7910

社会保障審議会推薦児童福祉文化財について

1. 社会保障審議会による児童文化財推薦

社会保障審議会は、厚生労働大臣の諮問に対して答申や意見の具申を行う他、児童福祉法第8条第7項の規定により、児童の福祉の向上を図るために、芸能、出版物等の推薦を行い、又、それらの製作者や興行者に対して必要な勧告を行う権限が与えられている。社会保障審議会福祉文化分科会は、平成13年3月23日より児童福祉文化財の推薦を実施している。

児童福祉法第8条第7項

社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、がん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

2. 児童福祉文化財の推薦業務

福祉文化分科会は、優れた作品・公演等の審査を円滑に行うため「委員会」を設置して審議。福祉文化分科会は、3つの委員会構成。推薦の決定が委任されている。

各委員会は、社会保障審議会の本委員、各分野における学識経験者の臨時委員と専門委員若干名から構成されている。

出版物委員会 図書等
舞台芸術委員会 演劇、ミュージカル、コンサート、舞踏等
映像・メディア等委員会 映画、放送テレビ、ビデオ、CD等

3. 推薦基準

- ・ 児童に適当な文化財であって、児童の道徳、情操、知能、体位等を向上せしめ、その生活内容を豊かにすることにより児童を社会の健全な一員とするために積極的な効果をもつもの。
- ・ 児童福祉に関する社会の責任を強調し、児童の健全な育成に関する知識を広め、または、児童問題の解決についての関心及び理解を深める等、児童福祉思想の啓発普及に積極的な効果をもつもの。
- ・ 児童の保育、指導、レクリエーション等に関する知識及び技術の普及に積極的な効果をもつもの。

4. 推薦数

平成24年度の推薦数 97点
 出版物：49点 舞台芸術：14点 映像・メディア等：34点
 平成24年度の特別推薦 15点
 出版物：5点 舞台芸術：4点 映像・メディア等：6点

5. 広報・啓発

児童福祉文化財広報・啓発ポスターを制作し、各都道府県・指定都市・中核市の児童福祉部局、教育委員会、小・中学校、図書館、保育所、児童館、小児科医院等に配布。



平成26年度における(一財)こども未来財団による助成事業等

国庫補助事業名	事業内容	主な内容(案)	照会窓口
子育て支援サービス事業費等	民間企業やNPO等が行う放課後児童クラブの整備などを実施するための経費を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ・子育て支援拠点施設整備事業 ・事業所内保育施設環境づくり支援事業 	(一財)こども未来財団事業部事業振興課 03-5510-1832
特別保育事業等推進施設の助成	延長保育や一時保育、夜間保育等の特別保育事業等を実施する民間の保育所に対し、軽微な改修工事等に要する経費を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別保育事業等推進施設助成事業 	(一財)こども未来財団事業部事業振興課 03-5510-1832
ボランティア育成支援等事業費	子育てNPO指導者や子育てサークルリーダー等の育成と資質の向上を図るための研修等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援者向け研修事業(大規模研修会) ・子育て支援者向け研修事業(小規模研修会) 	(一財)こども未来財団事業部研修調査課 03-5510-1833
事業所内保育施設運営等適正化事業	地方自治体との共催事業として、事業所内保育施設及びその他の認可外保育施設の保育従事者を対象にして、保育水準の向上を図るための研修等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内保育施設等保育従事者研修会 	(一財)こども未来財団事業部研修調査課 03-5510-1833

平成26年度における児童手当制度について

制度の目的	○家庭等の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する			
支給対象	○中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	所得制限 (夫婦と児童2人) ○所得限度額 (年収ベース) ・960万円未満 ○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の利用者等		
手当月額	○0～3歳未満 一律15,000円 ○3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円 (第3子以降:15,000円) ○中学生 一律10000円	支給資格者		
	○所得制限以上 一律5,000円 (当分の間の特例給付)	実施主体 ※公務員は所属庁で実施		
	○児童手当等の財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金で構成されている。 事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(1.5/1000)を乗じて得た額。 ※ 事業主拠出金の一部を財源として児童育成事業(放課後児童クラブ等)を実施。	支払期月 ○毎年2月、6月及び10月 (各前月までの分を支払)		
費用負担	特例給付 (所得制限以上) 0歳～3歳未満 児童手当	被用者 国 2/3 地方 1/3 事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45	非被用者 国 2/3 地方 1/3 国 2/3 地方 1/3	公務員 所属庁 10/10
	特例給付 (所得制限以上) 3歳～ 中学校修了前 児童手当	国 2/3 地方 1/3 国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3 国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10
財源内訳 (26年度予算案)	[給付総額] 2兆366億円 (内訳) 国負担分 : 1兆2,377億円 (1兆2,806億円) (2兆2,356億円) 地方負担分 : 6,188億円 (7,748億円) 事業主負担分 : 1,801億円			
その他	○保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 (いずれも市町村が実施するかを判断)			

●児童手当法の一部を改正する法律(平成24年法律第24号)附則

- (検討)
- 第2条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 この法律による改正後の児童手当法附則第二条第一項の給付の在り方について、前項の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

学校・家庭・地域の連携協力推進事業

平成26年度予定額 3,814百万円
 (平成25年度予算額 4,924百万円)

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちを健やかにたくむためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要がある。

そのため、地域住民や豊富な社会体験を持つ外部人材が参加する学校サポーター等を活用し、学校支援地域本部や放課後子供教室、家庭教育支援、地域ぐるみの学校安全体制の整備、スクールヘルスリーダー派遣などの学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組を「土曜日の教育活動推進プラン」と連携しつつ推進し、社会全体の教育力の向上を図る。

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

【学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業】

〈都道府県〉 推進委員会

- 域内の他事業との連携や教育支援活動の在り方の検討
- コーディネーター・教育活動推進員等の研修の実施
- スクールヘルスリーダーによる子供の健康等に関する指導助言等

〈市町村〉 運営委員会

- コーディネーターの配置
- 活動内容、安全管理方策、運営方法の検討

学校
(教職員)



地域コーディネーター

家庭
(保護者)

ニーズ把握

取組内容の企画調整

人材等のマッチング

地域の
多様な
人材

地域人材の参画

教育活動推進員

教育活動サポーター

多数のボランティア等

多様な教育支援活動の実施

地域の実情に応じて
有機的に組み合わせて
実施可能

26年度：12,000箇所

- ・授業等の学習補助
- ・教職員の業務補助
- ・部活動指導補助
- ・学校行事支援
- ・学校環境整備
- ・登下校の見守り等



学校支援地域本部

- ・活動拠点(居場所)の確保
- ・放課後等の学習指導
- ・自然体験活動支援
- ・文化活動支援 など



放課後子供教室

「放課後子どもプラン」として
厚生労働省の児童クラブと連携

- ・家庭教育支援拠点機能の整備
- ・家庭教育支援チームによる相談や支援
- ・親への学習機会の提供など

家庭教育支援

- ・スクールガードリーダーによる
学校安全体制の整備等



地域社会全体で様々な教育支援活動を実施し、学校・家庭・地域の協働体制の構築を図る

放課後子供教室

平成25年度実施箇所数： 10,376教室（全公立小学校の約49.8%）

地域住民等の参画により、放課後や週末等に、子供たちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供



子供たちの安心安全な活動拠点を確保し、様々な学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図る

「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」^{※1} 実施状況 (学校支援地域本部、放課後子供教室、家庭教育支援)

(平成25年8月15日現在)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 ※3	平成25年度 ※3
国庫補助額 (委託費) ※2	3,774百万円 (2,404百万円)	4,411百万円 (2,166百万円)	4,631百万円 (2,358百万円)	5,166百万円 —	4,649百万円 —	4,870百万円 —
学校支援地域本部 設置数	2,176本部	2,405本部	2,540本部	2,659本部	3,036本部	3,527本部
放課後子供教室 実施数	7,736教室	8,610教室	9,197教室	9,733教室	10,098教室	10,376教室
家庭教育支援 実施数	332市町村	194市町村	108市町村	315市町村	316市町村	399市町村
実施市町村数	本部 867市町村 放課後 1,011市町村 家庭 332市町村	本部 1,004市町村 放課後 1,053市町村 家庭 194市町村	本部 1,005市町村 放課後 1,060市町村 家庭 108市町村	本部 570市町村 放課後 1,075市町村 家庭 315市町村	本部 576市町村 放課後 1,076市町村 家庭 316市町村	本部 619市町村 放課後 1,090市町村 家庭 3,166市町村

※1 平成23年度より、学校支援地域本部、放課後子供教室、家庭教育支援等を総合的に推進する統合メニュー化。(22年度以前は個別メニューで実施。)

※2 学校支援地域本部については、平成20～22年度、家庭教育支援については、平成20～21年度は委託事業として実施。(21年度以降は補助事業も併せて実施。)

※3 平成24年・25年度は、岩手県、宮城県、福島県、仙台市等の被災自治体は委託事業「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」で実施。

土曜日の教育活動推進プラン

背景・意義

- 学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら、学校における授業、地域における多様な学習や体験活動の機会の充実などに取り組むことにより、土曜日の教育環境を豊かなものにする必要がある。そのための方策の一つとして、平成25年11月に学校教育法施行規則の改正を行い、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化したところ。
- 今後、質の高い土曜授業の実施のための支援策や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動など様々な活動の促進のための支援策を講じることにより、子供たちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現する。

平成26年度予算案のポイント

① 土曜授業推進事業 (1億円)

学校における質の高い土曜授業を推進するため、効果的なカリキュラムの開発、特別非常勤講師や外部人材、民間事業者等の活用を支援するとともに、その成果を普及。

(想定される取組の例)

総合的な学習の時間、英語教育、道徳、キャリア教育、科学実験教室、補充学習・発展的学習 等

・全国約35地域(約175校程度)をモデル地域として指定し、月1回程度、土曜日ならではの特性を生かし、質の高い土曜授業を実施するため、カリキュラム開発や特別非常勤講師の報酬、外部人材の謝金・旅費、民間事業者の活用等を支援(委託費での実施を想定)
 ・国における検証会議の開催、事例集の作成等

② 地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業 (13億円)

体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施できるコーディネーターや多様な経験や技能を持つ土曜教育推進員を配置し、土曜日の教育支援体制等の構築を図る。

土曜日に年間約10日程度の多様な教育プログラムを実施するためのコーディネーターと土曜教育推進員の謝金及び教材費 (補助率:1/3)
 (小学校:約3,000校区、中学校:約1,500校区、高等学校等:約350校区)

(参考) 土曜日等の教育活動の実施状況



○ 公立学校における土曜授業の実施状況

	土曜授業を実施した学校数	土曜授業を実施した学校の割合
小学校	1,801校	8.8%
中学校	966校	9.9%
高等学校	142校	3.8%

※平成24年度実績

○ 学校支援地域本部を活用した土曜日等の学習支援の実施状況

	学校支援地域本部を設置している学校の割合	うち土曜日等の学習支援を実施している割合
小・中学校	約28%	約15%

※平成25年度交付決定ベース

地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業

平成26年度予定額：13億円（新規）＜生涯学習政策局社会教育課＞

[うち新しい日本のための優先課題推進枠：13億円]

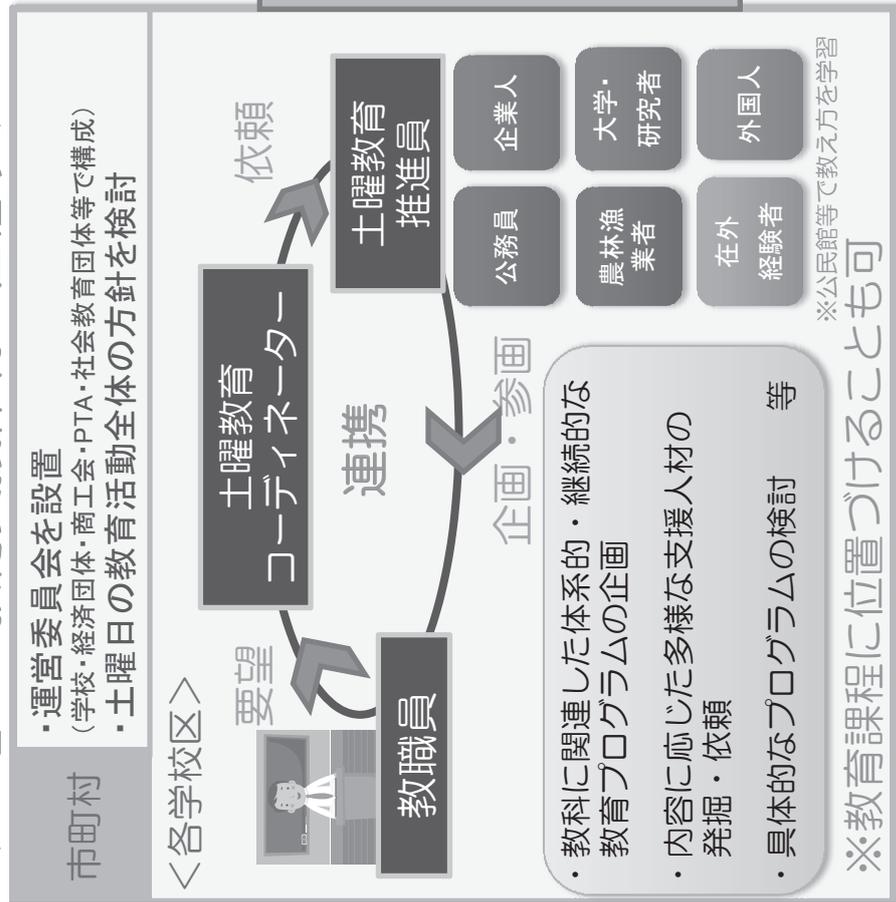
【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

すべての子供たちの土曜日の教育活動の充実のため、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日に体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施する取組を支援し、教育支援体制等の構築を図る。

◆地域の多様な経験や技能を持つ人材をコーディネートし、土曜日ならではの活きたプログラムを実現！

◆土曜日の教育支援体制の仕組み◆



すべての子供たちの土曜日の教育支援体制等の構築

～実践例～

★算数・数学
エンジニアによる
使える算数・数学講座

★理科：
研究者による科学実験教室

★社会
公務員による活きた政治経済学習

★外国語：
在外経験者による英会話

★総合学習
企業との協働による商品
開発・キャリア教育

＜教員とのITによる数学＞

＜市民講師による英会話＞

中央教育審議会生涯学習分科会

今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループについて

(1)趣旨

- 今後、第2期教育振興基本計画等を踏まえ、すべての学校区での学校と地域が組織的に連携・協働する体制づくりを進めていくにあたり、放課後子供教室や学校支援地域本部の取組内容の充実、今後の土曜日の教育支援体制等の構築などについて検討を行う必要がある。
- 中央教育審議会生涯学習分科会の下に、ワーキンググループを設置し、今後のこれらの教育支援体制や活動の在り方について検討を行う。

(2)主な検討事項

- 学校支援活動、放課後支援活動、土曜日支援活動における体系的・組織的なプログラムの在り方
- 土曜日支援活動にかかる産業界等との連携や企業人材等の教育ボランティアへの参画の在り方
- その他、これらの教育支援体制及び活動の在り方の検討に必要な事項

(3)スケジュール

- 平成25年9月17日 中央教育審議会生涯学習分科会にて、WGの設置を決定
- WG ①:11/27、②:12/12、③:12/26、④:1/17、⑤:1/31 本年度中メドに一定のとりまとめ(予定)

